

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） [概要]

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画は、**川崎市子どもの権利に関する条例**第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

川崎市子どもの権利に関する条例

国連の「児童の権利に関する条約」の理念に基づいた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例。虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために、多くの市民や子どもの参加のもとに制定しました。

2 計画策定の経緯と背景

1989年 「児童の権利に関する条約」国連採択
理念：子どもは権利の主体
1994年 同条約日本批准
1998年 条例策定に向けた取組



約200回を超える会議や市民、子どもたちとの意見交換により、条例の骨子案について検証

2001年 「川崎市子どもの権利に関する条例」施行

第5次行動計画は、**川崎市子どもの権利委員会**の意見を聴き、児童虐待やいじめなど、現在の社会において見過ごせない子どもの権利への権利侵害の状況を踏まえて策定しました。

川崎市子どもの権利委員会

条例38条に基づき子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する附属機関。条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しており、本計画の策定にあたっては、計画の理念や重点的取組等について意見の提出を受けました。

3 計画の位置付け

(1) 総合計画との関係

川崎市総合計画の施策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けられています。

(2) 他の計画との関係

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や、「川崎市子ども・若者ビジョン」「川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）」「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進基本計画」等の子どもに関わる各種計画や、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」「かわさき教育プラン」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

4 計画の期間

平成29(2017)年度～平成31(2019)年度 [3年間]

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組の成果

(1) 子どもの安心と自己肯定感について →基本目標(1)

子どもが安心して生きられるために、「川崎市子どもを虐待から守る条例」の制定等の虐待防止の取組、「かわさき共生*共育プログラム」等の取組を推進してきました。また、子どもの権利を子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、子どもの権利への理解と関心を深める取組を推進してきました。

<第4次行動計画における成果>

川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用した虐待防止の取組や、川崎市いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止の取組等を推進しました。また、映像資料や絵本等を作成し、大人にも理解しやすい広報資料として活用を進めました。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進について →基本目標(2)

子どもが市政や施設等の運営に参加する仕組みとして、市・行政区・中学校区の子ども会議、学校教育推進会議、こども文化センターの子ども運営会議などを設置し、子どもの意見表明と参加を推進してきました。

<第4次行動計画における成果>

市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進するなど、子ども会議の活動が活性化しました。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現について →基本目標(3)

子どもが悩みや困っていることを相談できるように、権利侵害からの相談・救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン」を設置しました。

子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15(2003)年に「川崎市子ども夢パーク」を開設しました。

<第4次行動計画における成果>

「24時間子供SOSダイヤル」を開設するなど、子どもの相談窓口を拡充し、また、「地域の寺子屋」など、地域での新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

庁内体制について、新設されたこども未来局のもと、子どもの権利保障を子ども施策全体で総合的に推進できる体制になりました。また、地域包括ケアシステムを推進するため、子どもや子育て中の親等を含む全ての人のための切れ目のない一体的な支援等を実施する区役所地域みまもり支援センターを設置しました。

2 子どもの権利をめぐる課題

(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について

(条例第6条関連)

子どもの権利保障を推進するために、市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及する必要があります。

条例を「知らない」と回答する割合

子ども 54.1% おとな 66.8% [市/平成26(2014)年度]

→計画への反映：施策の方向I

(2) 子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

地域で孤立したり、経済的に困窮するなど、子どもの養育が困難な状況にある親と子どもへの支援が必要です。

子どもの貧困率

16.3% [国/平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)]

→計画への反映：施策の方向III

(3) 児童虐待について(条例第19条関連)

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

児童虐待相談・通告件数

児童相談所 1,920件 区役所 614件 [市・平成27(2015)年度]

→計画への反映：施策の方向III

(4) いじめについて(条例第24条関連)

いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

いじめの認知件数

823件 [市立小・中・高等学校/平成27(2015)年度]

→計画への反映：施策の方向III

(5) 子どもの居場所について(条例第27条関連)

地域の中において様々な形で子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを進める必要があります。

地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する割合

子ども 22.5% [市/平成26(2014)年度]

→計画への反映：施策の方向III

(6) 子どもの意見表明・参加について(条例第29条関連)

子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見を聴くことが大切であり、子どもの意見表明と参加を促進する必要があります。

地域の行事や話し合い(子ども会、子ども会議など)に参加したことが「ない」と回答する割合

子ども 65.0% [市/平成26(2014)年度]

→計画への反映：施策の方向IV

(7) 相談機関・救済制度の利用について(条例第35条関連)

子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

困ったり悩んだりしたときに「どこにも相談しない」と回答する割合

子ども 66.8% [市/平成26(2014)年度]

→計画への反映：施策の方向V

～課題解決に向けて～

これらの各課題を第5次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。

中学生死亡事件は子どもの権利に関わる大きな事件であり、同事件の再発防止策への対応を図るために定めた「川崎市子ども・若者ビジョン 重点アクションプラン」と連携し、事件の再発防止策(関係機関の連携、相談機関の周知、子どもの居場所の充実など)を踏まえて本計画を策定し、各取組を推進します。

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） [概要]

第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの理念のもと目標に向けて取り組みます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

(1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの居場所があり、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

3 施策の方向

5つの施策の方向ごとに「成果指標」を新たに設定しました

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

（子どもの権利に関する広報・啓発等の実施）

成果指標	現状	目標値(H31)
条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合	45.0%子ども 31.9%(大人)	48.0%以上子ども 34.0%以上(大人)

施策の方向Ⅱ 個別の支援（条例第2章）

（子どもの置かれている状況に応じた個別の支援の実施）

成果指標	現状	目標値(H31)
文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず「大切にされていると思う」と回答する割合	79.4%子ども 60.9%(大人)	83.0%以上子ども 65.0%以上(大人)

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

（家庭、育ち・学ぶ施設、地域における各種支援の実施）

成果指標	現状	目標値(H31)
条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	24.0%	15.0%以下

施策の方向Ⅳ 子どもの参加（条例第4章）

（あらゆる機会での子どもの意見表明と参加の促進）

成果指標	現状	目標値(H31)
地域の行事や話し合いに参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	65.0%	60.0%以下

施策の方向Ⅴ 相談及び救済（条例第5章）

（相談しやすい環境づくり、権利侵害の特性に配慮した相談及び救済）

成果指標	現状	目標値(H31)
困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」と回答する子どもの割合	66.8%	60.0%以下

指標の出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（H26）

第4章 推進施策と取組

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

推進施策(1)～(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習 ほか
<取組> 市民参加による子どもの権利の日事業、学校等での子どもの権利の学習、区役所等の子育て関連イベントでの広報 など

施策の方向Ⅱ 個別の支援

推進施策(4)～(5)

個別の必要に応じた支援、共生社会に関する理解の促進
<取組> やさしい日本語による情報発信、障害のある子ども等への支援、かわさき共生*共育プログラム など

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

推進施策(6)～(16)

子どもの養育の支援、子どもの居場所の確保 ほか
<取組> 親等への子育て情報の提供、子どもの養育が困難な親等への支援、育ち・学ぶ施設の職員の研修、こども文化センター事業など

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

推進施策(17)～(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援 ほか
<取組> 子ども会議、学校教育推進会議、子ども運営委員会の開催、子どもの自主的な活動の支援 など

施策の方向Ⅴ 相談及び救済

推進施策(23)～(24)

人権オンブズパーソンによる相談・救済 ほか
<取組> 子どもの相談・救済、相談しやすい環境づくり、相談カードやホームページによる相談・救済機関の周知 など

第6章 推進体制及び評価・検証

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

- ・こども未来局での子ども施策全体としての子どもの権利保障の総合的な推進
- ・川崎市こども施策庁内推進本部会議こども安全推進部会、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議の開催による組織間連携の推進
- ・地域包括ケアシステムによる総合的なマネジメントを実施するための区役所地域みまもり支援センターとの連携の推進

(2) 人材育成の充実

- ・職員が子どもの権利についての意識を高めるための研修等による人材育成の充実

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

- ・市民活動団体や地域教育会議、PTA等との連携・協働による「かわさき子どもの権利の日事業」等の広報・啓発事業の実施

2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

第5章 重点的取組

課題を踏まえ、特に重点的に取り組む必要があるものを、計画期間における重点的取組に位置付けます。

重点1

子どもへの切れ目のない支援の取組

子どもの各成長段階を通して、一人ひとりの子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援を行うための取組を推進します。

【主な取組】

- ・幼・保、小、中の連携の推進
- ・関係機関の連携による子どもの成長段階を通じた支援 など

重点2

困難を抱える子どもを支援する取組

児童虐待、いじめ、不登校、家庭の貧困など、困難を抱える子どもを支援する取組を推進します。

【主な取組】

- ・子どもの養育を支援する取組
- ・虐待防止、いじめ防止の取組 など

重点3

子どもの居場所を支援する取組

子どもの居場所を少しでも多く確保するために、子どもが安心して過ごせるよう、地域全体で見守る居場所づくりの取組を推進します。

【主な取組】

- ・こども文化センター等の子どもの居場所の提供
- ・地域の寺子屋事業等の地域の居場所づくりに向けた事業 など

第5次川崎市

子どもの権利に関する行動計画(案)

平成 29(2017)年度～平成 31(2019)年度



11月20日はかわさき子どもの権利の日

川 崎 市

平成 28(2016)年 12 月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の経緯と背景	1
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組の成果	4
2 子どもの権利をめぐる課題	6
～課題解決に向けて～	14

第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念	15
2 基本目標	17
3 施策の方向	19

[計画の体系図]	22
----------	----

第4章 取組の概要

施策の方向Ⅰ	24
施策の方向Ⅱ	26
施策の方向Ⅲ	28
施策の方向Ⅳ	35
施策の方向Ⅴ	38

第5章 重点的取組

第6章 推進体制及び評価・検証

1 推進体制	42
2 評価・検証	43

資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状	44
2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見	53
3 関係条例・規則等	56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)は、平成13(2001)年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。)第36条¹の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

2 計画策定の経緯と背景

(1) 子どもの権利条例の制定経緯

子どもの権利条例は、平成元(1989)年国連で採択された「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。)(日本は平成6(1994)年批准)に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

国連の条約採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10年(1998)年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。

(2) 川崎市子どもの権利委員会の役割

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の設置を定めています。

市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

¹ 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。」

■第1章 計画の策定にあたって

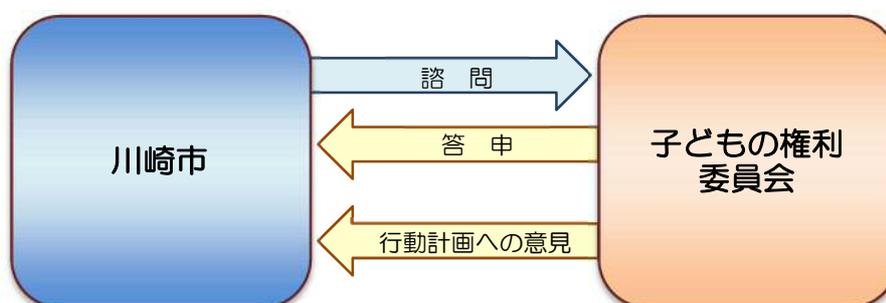
諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
平成13年	子どもの参加	第1期	第1次（平成17～19年度）
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（平成20～22年度）
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期	第3次（平成23～25年度）
平成22年	条例の広報・啓発	第4期	第4次（平成26～28年度）
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期	第5次＝本計画

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施していますが、第5回の調査（平成26（2014）年）においては、条例を「知らない」と回答する子どもが54.1%あり、条例の認知度の課題があること、地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に対し22.5%の子どもが「ない」と回答し、地域の居場所の支援を進める必要があることなどがわかりました。

第5期権利委員会は、実態・意識調査の結果や行政職員・市民との対話（ヒアリング）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を市長へ答申しました（平成28年）。この中で、子どもの各成長期を通しての切れ目のない支援を行うこと、子どもの居場所と自立の支援を行うこと等の提言を行いました（P.53 参照）。

条例第36条第2項は、行動計画の策定に当たっては同委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画への意見」（平成28年）をまとめ、条例はあらゆる子どもの関わる他の条例・施策に対して規範的意義を持つものであるとして、行動計画においては、条例の理念を計画の基本理念とすべきこと、子どもへの切れ目のない支援、いじめや児童虐待等の困難を抱える子どもへの支援、子どもの居場所の支援を重点的に推進するべきとの意見の提出を受けました（P.54 参照）。

第5次行動計画はこのような権利委員会の意見と、児童虐待やいじめなど、現在の社会において見過ごせない子どもの権利への侵害の状況を踏まえて策定しました。



3 計画の位置付け

(1) 川崎市総合計画との関係

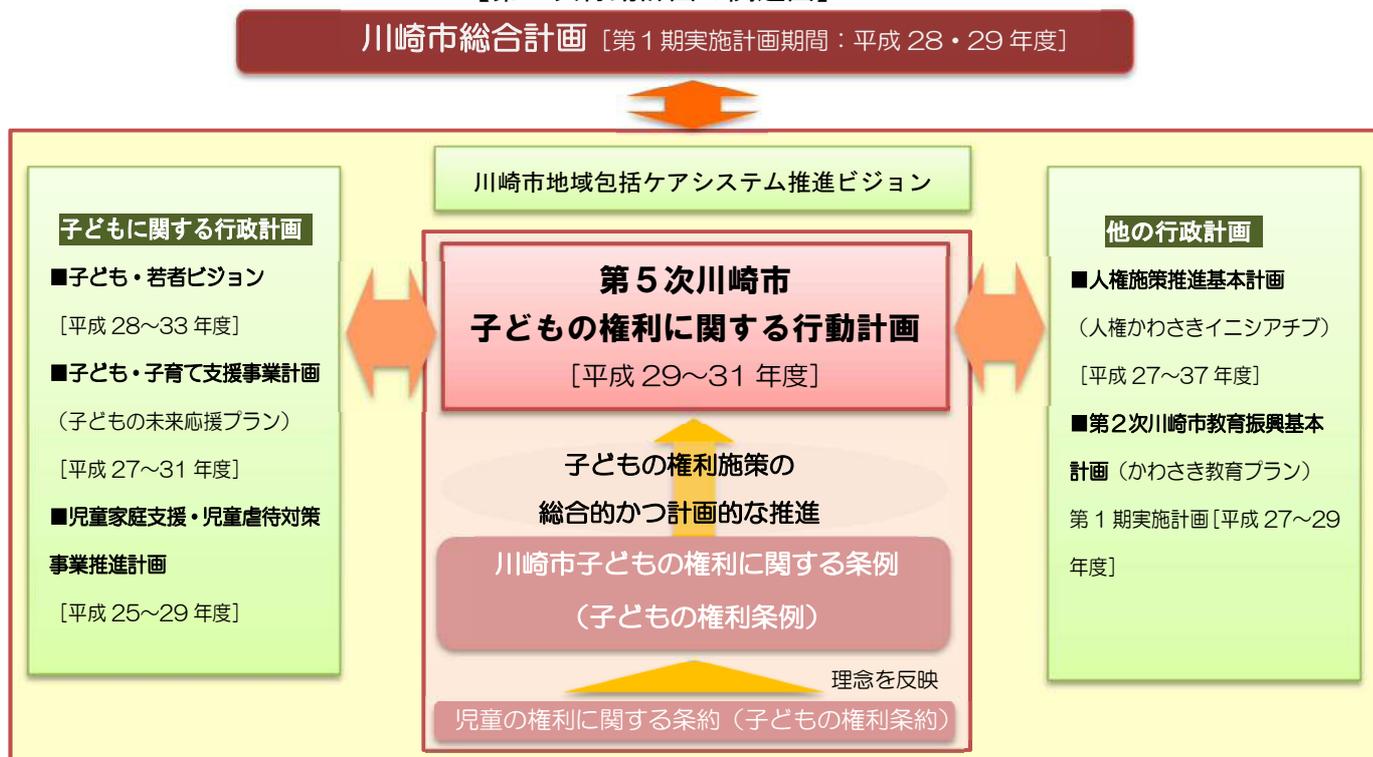
本計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の施策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

(2) 他の計画との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

本計画は、子どもを含む全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置づけられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や、「川崎市子ども・若者ビジョン」、「川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）」、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」等の子どもに関わる各種計画、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」、「川崎市教育振興基本計画（かわさき教育プラン）」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第5次行動計画の関連図】



4 計画の期間

第5次行動計画の期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3年間とします。

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組の成果

本市では、平成 13（2001）年の条例施行以降、子どもの権利を保障するための各種制度を整備するとともに、組織再編・拡充により子どもの権利施策を推進してきました。以下が条例制定以降の主な取組と成果です。

（1）子どもの安心と自己肯定感について

→基本目標(1) P.17

子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、子どもが安心して生きていくことができるよう、「川崎市子どもを虐待から守る条例」の制定（平成 24(2012)年）等の虐待防止の取組、「かわさき共生＊共育プログラム」による友だちとの豊かな関係や集団との積極的な関わりを作るための学習等を推進してきました。

また、子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習、市民協働による「かわさき子どもの権利の日事業²」等の広報・啓発事業を実施し、子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。

<第4次行動計画における成果>

児童虐待防止について、平成 27(2015)年に作成した川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関や市民を対象にした啓発を推進しました。平成 28(2016)年には学齢児支援に係る専門機関による連絡会を設置し、非行・不登校等の学齢児への支援の取組を進めました。

いじめ防止について、いじめ防止対策推進法³に基づいて策定した川崎市いじめ防止基本方針（平成 26(2014)年策定）により、いじめの未然防止の取組や支援体制の整備を進めました。

子どもの権利の広報・啓発について、子どもの成長段階に合わせて、アニメーションを使った映像資料や絵本、中高生用の条例解説リーフレット等を作成し、大人にも理解しやすい広報資料として活用を進めました。

（2）子どもの意見表明・参加の推進について

→基本目標(2) P.17

子どもが市政や施設運営等に参加する仕組みとして、市・行政区・中学校区の「子ども会議」⁴、

² かわさき子どもの権利の日事業：条例で定めるかわさき子どもの権利の日（11月20日）にちなんで実施する子どもの権利の啓発事業。多くの市民活動団体の参画により事業の企画運営が行われています。

³ いじめ防止対策推進法：平成 25(2013)年に定められた法律で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

⁴ 子ども会議：条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51 中学校区の子ども会議があり、そこで出された子どもからの意見は、子どもによって提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出することができます。

「学校教育推進会議」、こども文化センターの「子ども運営会議」などを設置し、子どもの意見表明と参加を推進してきました。また、市のホームページ上に「こどもページ」を作成し、子どもの参加を支援しました。

<第4次行動計画における成果>

市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進するなど、子ども会議の活動が活性化しました。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現について

→基本目標(3) P.18

権利侵害からの相談・救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン⁵」を設置するなど、子どもの相談・救済に取り組んできました。

子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15(2003)年に「川崎市子ども夢パーク⁶」を開設しました。

<第4次行動計画における成果>

子どもの相談・救済について、平成27(2015)年に教育委員会事務局が「24時間子供SOSダイヤル」を開設するなど、子どもの相談窓口を拡充しました。子どもの相談機関等の所管職員によって構成される子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を開催し、相談機関同士のより一層の連携を推進しました。

子どもの居場所⁷について、多世代で学ぶ生涯学習拠点として「地域の寺子屋」を開設するなど、地域での新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

庁内体制について、平成28(2016)年度にこども未来局を新設し、子どもの権利保障を子ども施策全体で総合的に推進できる体制になりました。子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を開催し、組織間の連携を進めました。また、地域包括ケアシステム⁸を推進するため、平成28(2016)年度に子どもや子育て中の親等を含む全ての人への切れ目のない一体的な支援等を実施する区役所地域みまもり支援センターを設置しました。

⁵ 人権オンブズパーソン：川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申立てができる制度。

⁶ 川崎市子ども夢パーク：条例の「子どもの居場所」「子どもの活動拠点」を具現化する施策の1つとして設置された施設であり、運営方法や利用のルール、行事企画などは子どもの参加により決定しています。

⁷ 居場所：条例第27条では、子どもの居場所について、「子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係を作り合うことができる場所」が大切であるとしています。

⁸ 地域包括ケアシステム：誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域において、介護、医療、福祉、生活支援などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき同システムの構築を推進しています。

2 子どもの権利をめぐる課題

子どもの権利条例の制定以降、多くの取組が行われてきましたが、次のような課題が残されています。

※統計資料は、パーセンテージの合計が100と一致しないことがあります。

(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

平成26（2014）年の実態・意識調査では、条例を「知らない」と回答する割合は子どもで54.1%、おとなは66.8%でした（図1、2）。おとなの条例の認知度は前回調査時（平成23（2011）年）より低下しました。

子どもの権利保障を推進するために、市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及する必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向I/P.24～]

図1

条例の認知度（子ども）

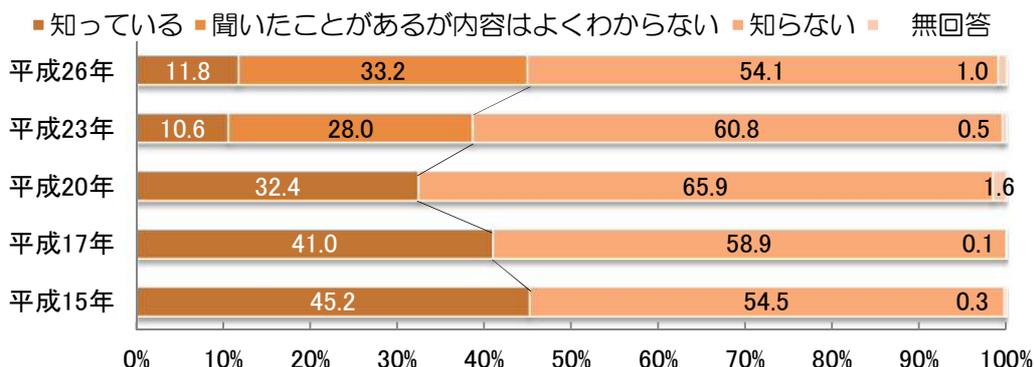
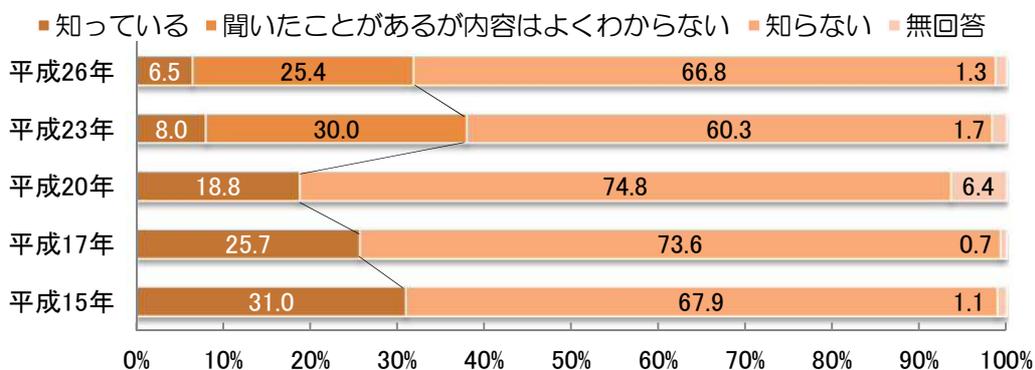


図2

条例の認知度（おとな）



（注）平成15～20年の調査では、「知っている」「知らない」の2択

出典：第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成26（2015）年度）

(2) 子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

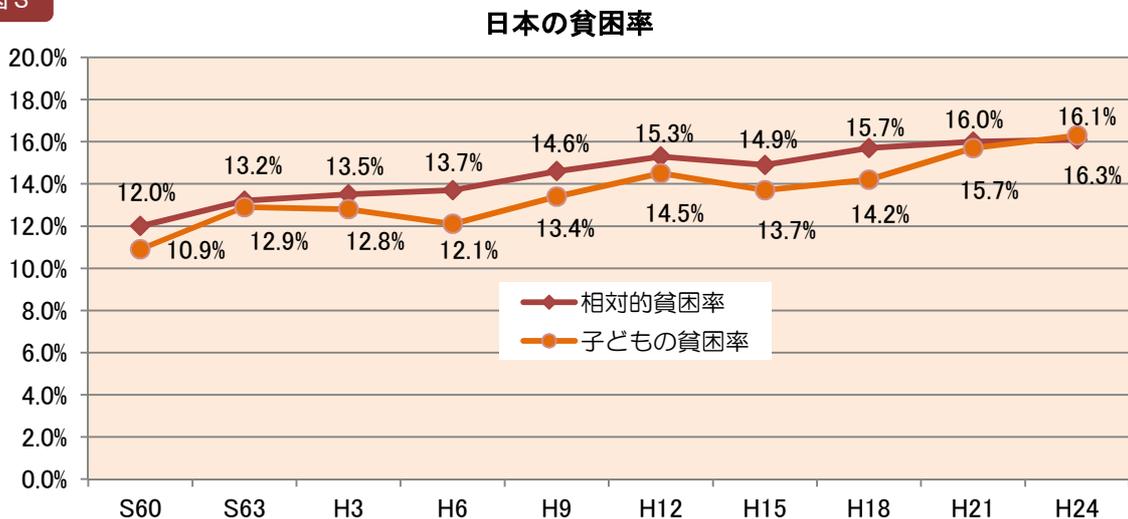
社会状況や子どもを取り巻く環境が変化するなかで、地域で孤立したり、経済的に困窮するなど、子どもの養育が困難な状況にある家庭があります。

子どもの権利を保障する上では、子育てをする親等に対し、各種相談・支援事業等により支援していくことは重要です。

平成25年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、国の子どもの貧困率⁹は16.3%と上昇傾向にあり、我が国の子どもの貧困は厳しい状況にあります（図3）。貧困は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあり、子どもの権利に関わる大きな問題であることから、そのような状況にある親と子どもへの支援を進める必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ/P.28～]

図3

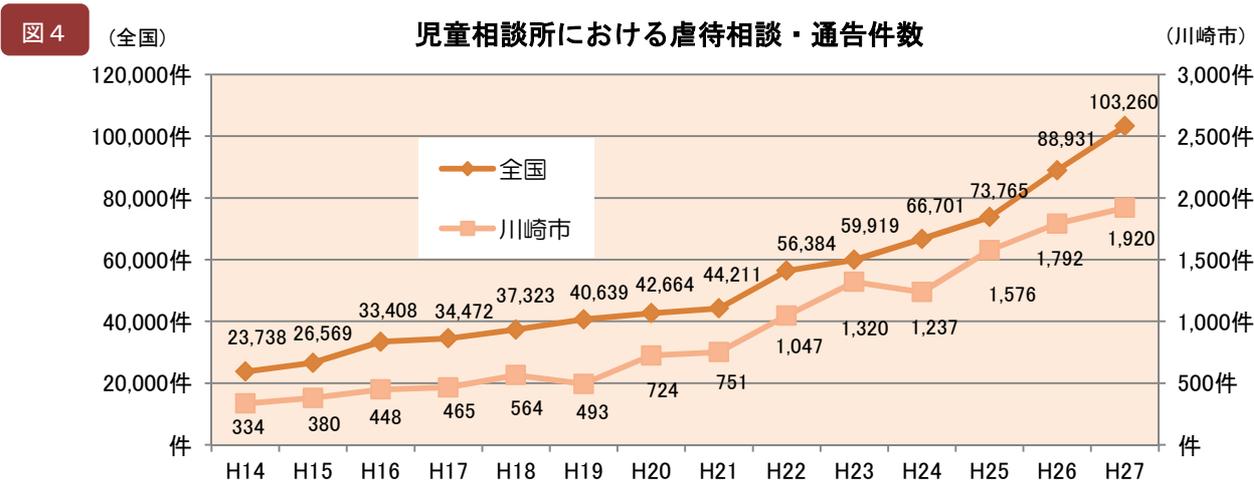


出典：平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）

(3) 児童虐待について（条例第19条関連）

川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、一時的に前年度の件数を下回することはあっても、年々増加傾向であり、平成22年度以降、年間1,000件を超える相談・通告を受け付けている状況にあります。平成27年度の児童相談所における児童虐待相談・通告件数は1,920件でした（図4）。（同年度の区役所における相談・通告件数は614件）

⁹ 子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合をいいます。



注) 平成 22 年度の全国の件数は、福島県を除いて集計した数値です。

出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書（平成 28（2016）年発行）

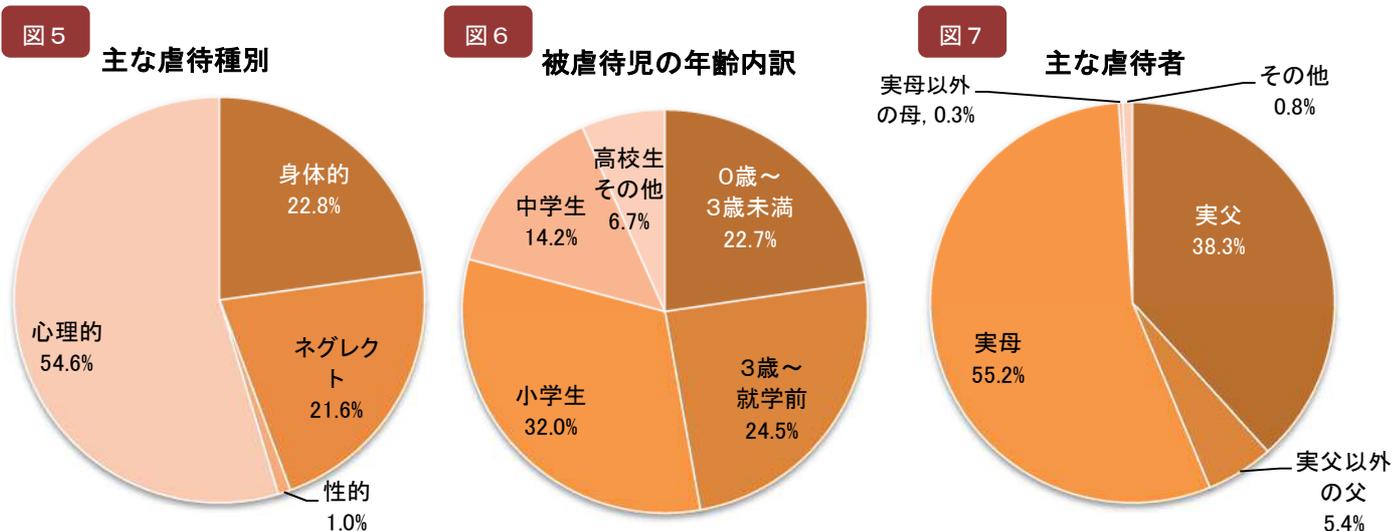
虐待の種別に見ると、近年は心理的虐待の相談・通告件数の増加が著しく、全体の5割を超えています（図5）。心理的虐待には配偶者間暴力（DV）や夫婦喧嘩が多くなっており、近隣からの泣き声通告も含まれています。（平成 16（2004）年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。）

年齢別では0歳から就学前の未就学児が47.2%と半数近くを占め、次いで小学生は32.0%、中学生は14.2%となっており、虐待を受けている子どもの約8割は小学生以下となっています（図6）。

また、虐待者別では、主な虐待者は実母が55.2%と最も多くなっています（図7）。子どもと接する時間が長く、子育て中の実母が虐待者となってしまう傾向が強く、実母の養育負担の大きさがうかがえます。

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ/P.28～]



出典：川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書（平成 28（2016）年発行）

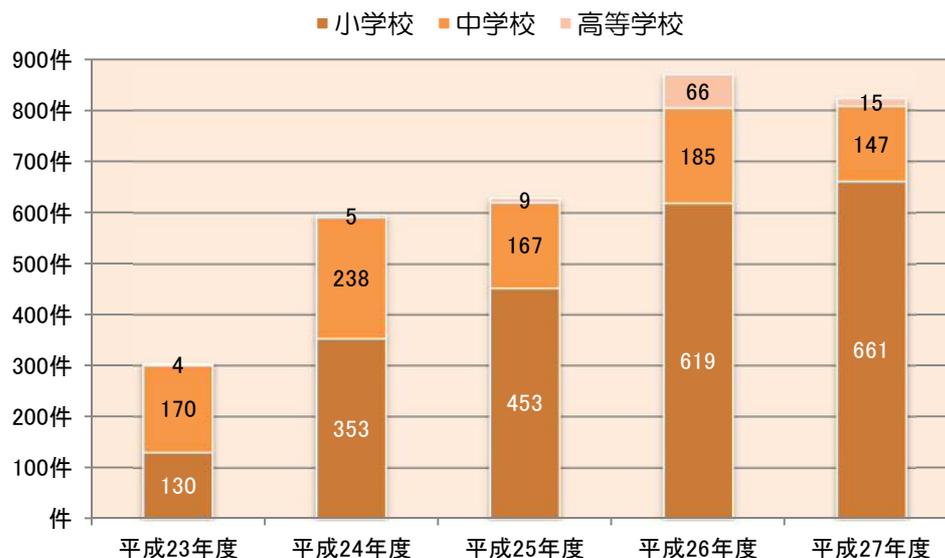
(4) いじめについて (条例第24条関連)

平成27(2015)年度の川崎市立学校におけるいじめの認知件数は、823件でした(図8)。

一方、認知したいじめの年度内の改善率は、小・中学校合わせて約98.1%となっています。小学校では、いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、被害にあった児童の立場にたったいじめの認知が、着実に定着したことにより件数が増えていると考えられます。

図8

川崎市立学校におけるいじめの認知件数



出典：平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(川崎市・文部科学省)

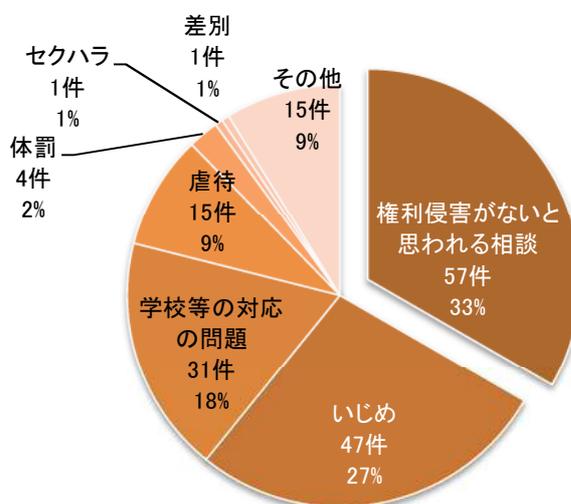
また、平成27年度の人権オンブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談114件の中で、いじめに関する相談が最多で47件(27%)となっています(図9)。

いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、今後も未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ/P.28~]

図9

人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容



※相談の内容は、相談受付時の訴えに基づいて分類しています。

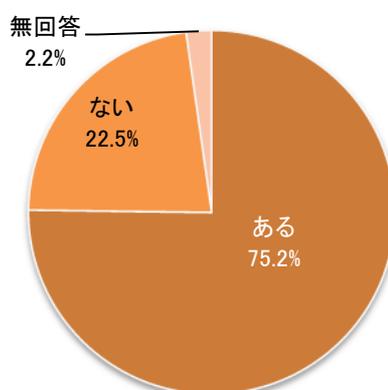
出典：川崎市人権オンブズパーソン平成27年度報告書

(5) 子どもの居場所について（条例第27条関連）

平成26（2014）年の実態・意識調査では、地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に対し、22.5%の子どもが「ない」と回答しました（図10）。

図10

地域に遊んだりスポーツしたり安心して自分の好きなことをする場所があるか

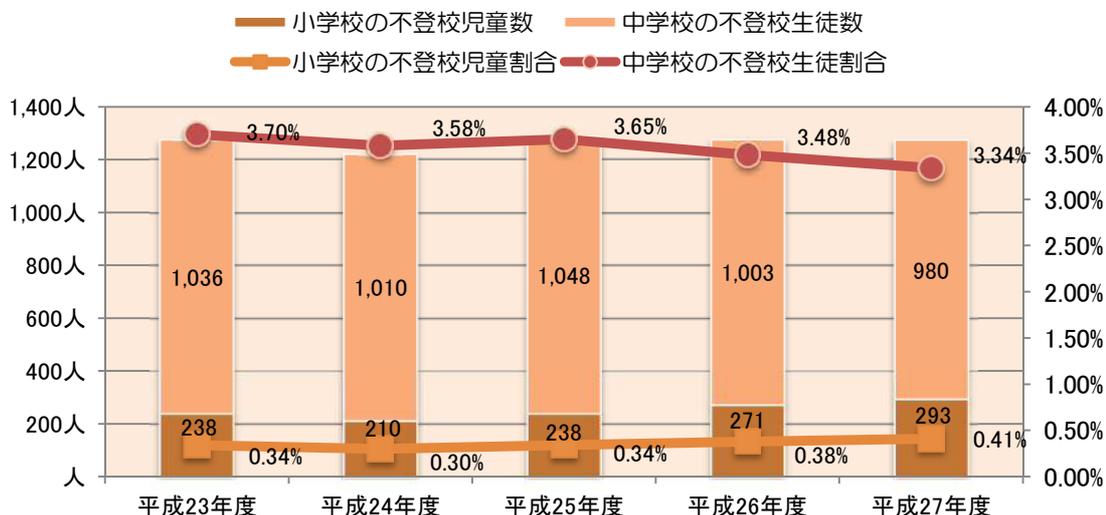


出典：第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成26（2014）年度）

不登校児童・生徒については、平成27(2015)年度の川崎市立小学校の不登校児童は293人で、中学校の不登校生徒は980人でした(図11)。

図11

川崎市内の公立小学校における不登校児童・生徒とその割合



出典：平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(川崎市・文部科学省)

不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所が確保できるよう、適応指導教室「ゆうゆう広場」、「フリースペースえん¹⁰」、「こどもサポート¹¹」などの施設を通じて支援を進めるとともに、すべての子どもが、ありのままの自分でいられ、安心して過ごすことができる「居場所」を持つことができるように、こども文化センターをはじめとして、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進める必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ/P.28~]

¹⁰ フリースペースえん：学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パークに設置された公設民営のフリースペース。

¹¹ こどもサポート：区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のこと。川崎区の旭町こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート旭町」、宮前区の南野川小学校第4校舎の一部を活用した「こどもサポート南野川」の2つがあります。

(6) 子どもの意見表明・参加について（条例第29条関連）

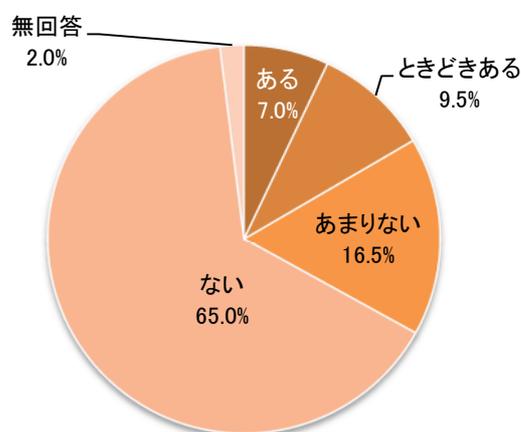
平成26（2014）年の実態・意識調査では、地域の行事や話し合い（子ども会、子ども会議など）に参加したことがあるかという質問に、65%の子どもが「ない」と回答しました（図12）。また、市子ども会議、各行政区子ども会議に参加する子ども委員、サポーターは減少傾向にあります。

子どもは現在の社会を構成する一員であり、社会は子どもに開かれていなければなりません。そのためには、子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見を聴くことが大切であり、子どもの意見表明と参加を促進する取組が必要です。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅳ/P.35～]

図12

地域の行事や話し合い（子ども会、子ども会議など）に参加することがあるか



出典：第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成26（2014）年度）

(7) 相談機関・救済制度の利用について（条例第35条関連）

平成26（2014）年の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたときに、（相談・救済機関のうち）どこに相談しますか」という設問に対し、66.8%の子どもが「どこにも相談しない」と回答しました（図14）。

相談・救済機関については、多くの子どもが知っているにも関わらず、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。条例第12条では、子どもはあらゆる権利侵害から逃れられ、状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中かで確保されなければならないとしています。一層の相談機関の周知など、子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりをすすめる必要があります。

[第5次行動計画への反映：施策の方向Ⅴ/P.38～]

図 13

知っている相談機関・救済制度（複数回答）

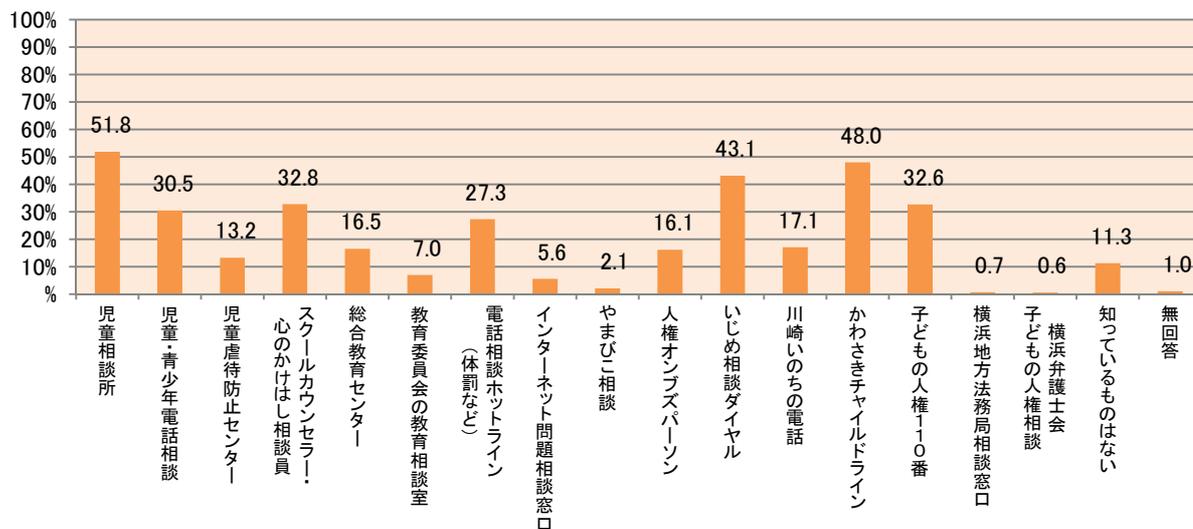


図 14

困ったり悩んだりしたときに相談しようと思う相談機関・救済制度（複数回答）



出典：第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成26（2014）年度）

～課題解決に向けて～

第4次行動計画によりこれまで一定の成果を得ることができましたが、今なお課題も残されています。これらの各課題への対応については、第5次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。

第5期川崎市子どもの権利委員会からの答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」には、子どもの各成長段階を通して切れ目のない支援を行うべきとの提言がありました。それぞれの施策が連携し、子どもの権利保障の空白を生じさせないことが重要です。

平成27（2015）年2月20日、川崎市川崎区が多摩川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

本市では、事件に係る事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、同年8月に、このような事件が二度と繰り返されることがないように、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書（以下、報告書という。）」としてまとめました。さらに、事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図るために、平成28（2016）年に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」において、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的支援」を特に重点的に取り組むべき事業として「重点アクションプラン」を定め、その取組を推進しています。

本事件は、子どもの権利に関わる大きな事件です。「重点アクションプラン」と連携して、事件の再発防止策（関係機関の連携強化、相談機関の周知、子どもの居場所の充実など）を踏まえて本計画を策定し、各取組を推進します。

第3章 計画の基本的な考え方と体系

条例第3条で市の責務として示されている、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障するということは、第2章で示した課題の解決に導くことにつながります。

子どもの権利委員会では、平成25（2013）年の答申の中で、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることにより、子どもの権利をよりよく保障していくことが大切であるとしています。

本計画では、条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の理念が、計画に基づく各施策の中で明確になるように策定しました。

1 基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

子どもの権利条例はその前文で、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示していますが、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。

そのため、本計画は条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの理念のもと目標に向けて取り組めます。

(1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成11（1999）年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、本条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章¹²では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

¹² 児童憲章：日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、1951（昭和26）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

(1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的にとらえ、自分が自分であって大丈夫と思える気持ちです。第4回実態・意識調査での分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分が大切にされていい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他の者の権利を尊重する力や権利を行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子どもが条例の学習などにより権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取り巻く大人も権利についての理解を深めることが必要です。

子どもの権利についての関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指します。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭や育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、子どもがさまざまな場面に応じて意見を表明することとは、単に子どもに対する意見を聴く機会の保障ではなく、私たちの社会が、いかにして社会の一員である子どもの意見を尊重し活かしていけるかということなのです。

子どもが大人に一方向的に決められるままではなく、子どもから自主的・自発的に、どこでも何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち。川崎市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

3 施策の方向

各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施策の方向」に位置付けます。

また、本計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために、「成果指標」を施策の方向ごとに設定します。

なお、5つの指標は、すべて第5回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（平成 26（2014）年）を出典としています。

施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるもの」としています。第4次行動計画では「子どもの権利の理解を広める取組」を重点施策とし、広報・啓発の範囲の拡大等の取組をすすめました。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、引き続き、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組/P.24~]

成果指標

「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

現状	計画期間の目標値（平成31年度）
45.0%（子ども：11～17歳）	48.0%以上（子ども：11～17歳）
31.9%（大人：18歳以上）	34.0%以上（大人：18歳以上）

設定の理由：子どもの権利について明示した子どもの権利条例を知っている市民が増えれば、子ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。

→ [P.6 図1・2参照]

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

条例第16条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる」としています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。 → [推進施策と取組/P.26~]

成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合

現状	計画期間の目標値（平成31年度）
79.4%（子ども：11～17歳）	83.0%以上（子ども：11～17歳）
60.9%（大人：18歳以上）	65.0%以上（大人：18歳以上）

設定の理由：子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合いが推測できるため。 → [P.48 図21 参照]

施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

条例第3章（第17～28条）は、家庭、育ち・学ぶ施設¹³、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を定めています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。 → [推進施策と取組/P.28~]

成果指標

「子どもの権利条例」について、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値（平成31年度）
24.0%	15.0%以下

設定の理由：子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されると考えることができるため。 → [P.45 図17 参照]

¹³ 育ち・学ぶ施設：条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています（条例第2条第1項第2号）

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

条例第15条は「子どもは、参加することができる」とし、第4章（第29～34条）にて子どもの参加を促進するための仕組み等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。 [→推進施策と取組/P.35～]

成果指標

地域の行事や話し合い（子ども会、子ども会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値（平成31年度）
65.0%（子ども：11～17歳）	60.0%以下（子ども：11～17歳）

設定の理由：地域の行事や話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。

→ [P.12 図12 参照]

施策の方向Ⅴ

相談及び救済（条例第5章）

条例第35条は、「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」としています。子どもに、適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもの権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組/P.38]

成果指標

困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」と回答する子どもの割合

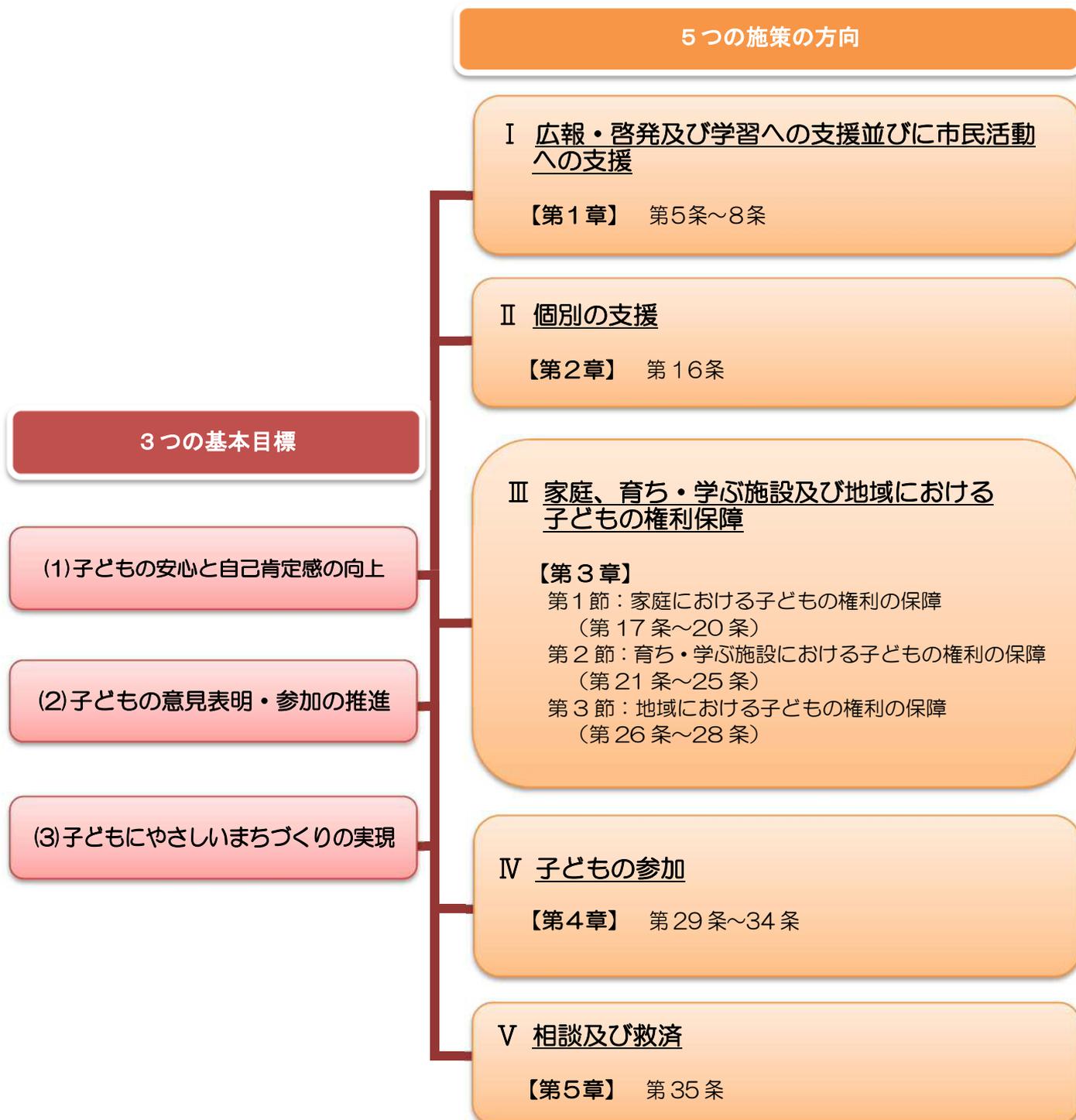
現状	計画期間の目標値（平成31年度）
66.8%（子ども：11～17歳）	60.0%以下（子ども：11～17歳）

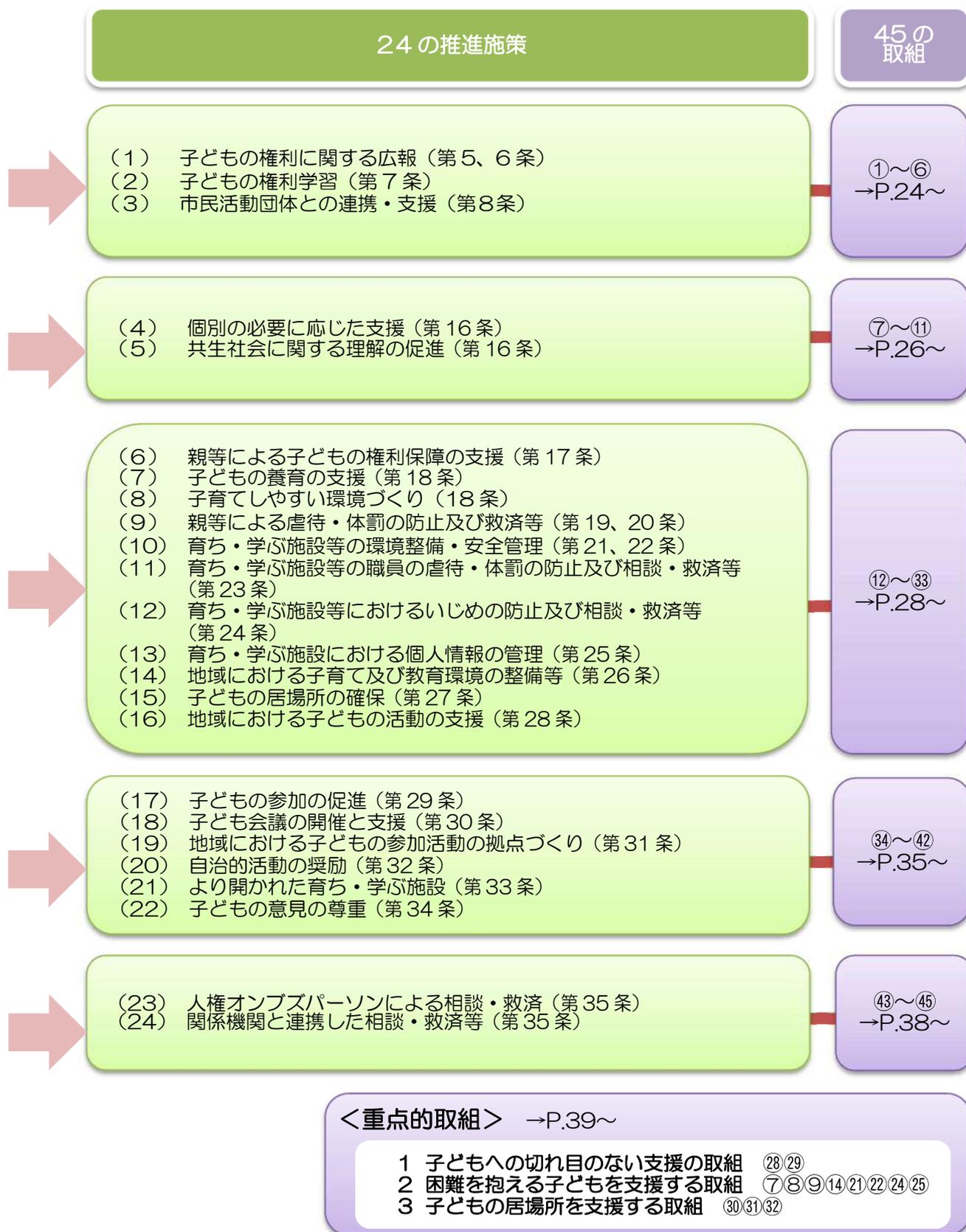
設定の理由：子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。

→ [P.13 図14 参照]

[計画の体系図]

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策、45の取組を配置しました。また、特に重点的に取り組むものとして3つを位置付けています。この体系に基づいて、子どもの権利を保障する施策を推進します。





第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策、45の取組を配置しました。

施策の方向Ⅰ

広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する普及啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

1 計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

おもな所管

こども未来局

2

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例や子どもの権利に関する内容について、さまざまな媒体や手法を用いて効果的に広報を行います。

[該当条文] 第6条（広報）

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間¹⁴」をはじめとする学校教育、市民館での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

子どもの権利に関する認識を深めるため、学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

[該当条文] 第7条（学習等への支援等）

推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

6 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、子育て関連イベント等における連携を進めます。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第8条（市民活動への支援等）

¹⁴ 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策（4） 個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

7

計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。

おもな所管

総務企画局
市民文化局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局
健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

11 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、いじめや不登校が未然に防止されるよう、「かわさき共生＊共育プログラム」等による学校での共生教育を推進します。

おもな所管

市民文化局
健康福祉局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12

計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

[該当条文] 第17条（親等による子どもの権利の保障）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

14

各種子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所

[該当条文] 第18条（養育の支援）

推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

15 計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方¹⁵や取組についての普及・啓発を行います。

おもな所管

市民文化局
こども未来局

[該当条文] 第18条（養育の支援）

推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

16 計画期間の取組内容

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

おもな所管

こども未来局

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

こども未来局

18

各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回復）

¹⁵ ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障（条例第3章第2節）

推進施策（10） 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

19 計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

[該当条文] 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

20

保育園や学校、こども文化センター等におけるバリアフリー化等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。

[該当条文] 第22条（安全管理体制の整備等）

こども未来局
教育委員会事務局

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

推進施策(11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

21

計画期間の取組内容

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

22

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第23条(虐待及び体罰の禁止等)

推進施策（12） 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

23

計画期間の取組内容

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

こども未来局
教育委員会事務局

25

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

重点施策2 困難を抱える子どもへの支援の取組

市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第24条（いじめの防止等）

推進施策（13） 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26

計画期間の取組内容

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第25条（子ども本人に関する文書等）

地域における子どもの権利保障（条例第3章第3節）

推進施策（14） 地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

27 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等により、地域の子育てや教育環境を整備します。

おもな所管

こども未来局
市民文化局
区役所
教育委員会事務局

重点施策1 子どもへの切れ目のない支援の取組

28

幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点施策1 子どもへの切れ目のない支援の取組

29

地域の関係機関が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

こども未来局
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）

重点施策3 子どもの居場所を支援する取組

推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

30 計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター事業等の子どもの居場所づくりを行います。

おもな所管

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。

こども未来局

[該当条文] 第27条（子どもの居場所）

推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

33 計画期間の取組内容

行政区、中学校区の子ども会議により地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

[該当条文] 第28条（地域における子どもの活動）

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

34

計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

35

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

各局

36

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けの市政情報やイベント情報をホームページ等を通じて分かりやすく提供します。

各局

[該当条文] 第29条（子どもの参加の促進）

推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

37 計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

38

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

教育委員会事務局

[該当条文] 第30条（子ども会議）

推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

39 計画期間の取組内容

子どもが安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども未来局

[該当条文] 第31条（参加活動の拠点づくり）

推進施策（20） 自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

40

計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。

[該当条文] 第32条（自治的活動の奨励）

おもな所管

教育委員会事務局

推進施策（21） より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

41

計画期間の取組内容

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

[該当条文] 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（22） 子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

42

計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

[該当条文] 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

おもな所管

こども未来局

施策の方向V

相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策（23）人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンによる子どもの権利侵害についての相談及び権利侵害からの救済を行います。

43

計画期間の取組内容

人権オンブズパーソンによる相談及び救済を行います。相談を必要とする子どもが安心して気軽に相談できる環境づくりを行います。

おもな所管

市民オンブズマン事務局

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

44

計画期間の取組内容

関係機関及び関係団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

45

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

第5章 重点的取組

第2章で述べた課題を踏まえ、重点的に取り組む必要があるものについては、第5次行動計画の計画期間（平成 29（2017）年度から平成 31（2019）年度）における重点的取組に位置付けました。

重点的取組は、所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による「子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議」により組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて推進します。

重点1 子どもへの切れ目のない支援の取組

第5期川崎市子どもの権利委員会の答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」において、子どもの各成長段階を通して切れ目のない支援を行うことが重要であるとの提言がありました。それぞれの施策が連携し、成長段階の移行期において子どもの権利保障の空白を生じさせないように、重点的取組に位置づけました。

生まれる前からを含めて、乳幼児期、就学期、思春期と、一人の子どもが成長していく中で、その子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援を行うための取組を推進します。

主な取組として、幼・保・小連携事業等を通して、保育所・幼稚園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を進めて一人ひとりの子どもへの支援の連続性を確保します。また妊娠・出産包括支援事業、要保護児童対策地域協議会などにより、子どもに関わる関係機関が適切な情報共有と連携を行うことで、子どもの各成長段階を通じた切れ目のない支援を行います。

<該当施策>

推進施策		計画期間の取組内容
(14) 地域における子育て 環境及び教育環境の 整備等	⑳	幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。
	㉑	地域の関係機関が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

重点2 困難を抱える子どもを支援する取組

社会経済状況や子どもを取り巻く環境が変化中、児童虐待、いじめ、家庭の貧困など、様々な困難を抱えている子どもがいます。子どもたちが抱えるこうした困難は、子どもが自分の力だけでは克服することが難しく、早急な支援が必要であることから重点的取組に位置付けました。

国籍や文化などの違い、性別や障害、経済状況などを理由とした差別や不利益を受けることがないよう、その子どもにあわせた支援と理解を広める取組を推進します。ひとり親や経済的に困窮する親等に対し、各種相談・支援事業等により養育を支援します。また、児童虐待やいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組および救済・回復の取組を推進します。

<該当施策>

推進施策	計画期間の取組内容	
(4) 個別の必要に応じた支援	⑦	国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。
	⑧	性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。
	⑨	身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。
(7) 子どもの養育の支援	⑭	各種子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。
(11) 育ち・学ぶ施設等における虐待・体罰の防止及び相談・救済等	⑳	条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。
	㉒	育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。
(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	㉔	育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。
	㉕	学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

重点3 子どもの居場所を支援する取組

条例第27条では、子どもにはありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができるような「居場所」が大切であるとしています。子どもの居場所を確保することは、子どもに安心感を与え、自己肯定感を育むことにつながることから、重点的取組に位置付けました。

平成27(2015)年2月に発生した中学生死亡事件を受けてまとめられた「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」では、再発防止に向けた取組として、子どもにとって安心して過ごせる場所をさまざまな形で提供できるまちづくりが望まれるとしています。同報告書では、居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係を指しており、子どもの居場所にいる大人が居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要であるとしています。

子どもの居場所を少しでも多く確保するために、子どもが安心して過ごせるよう、地域全体で見守る居場所づくりに取り組みます。

主な取組として、こども文化センター等の子どもの居場所の提供、地域の寺子屋事業など、地域の居場所づくり事業を推進します。

<該当施策>

推進施策	計画期間の取組内容	
<p>(15) 子どもの居場所の確保</p>	③0	<p>地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター事業等の子どもの居場所づくりを行います。</p>
	③1	<p>不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。</p>
	③2	<p>子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。</p>

第6章 推進体制及び評価・検証

本計画は以下のような推進体制により実行し、評価・検証を行っていきます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局のもと、子ども施策全体としての子どもの権利保障を総合的に推進します。

川崎市こども施策庁内推進本部会議（局長級で構成）、同幹事会（部長級で構成）、同こども安全推進部会（課長級で構成）、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議（実務担当者で構成）の開催により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。

地域包括ケアシステムを推進するために設置された区役所地域みまもり支援センターと連携し、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との連携・協働により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

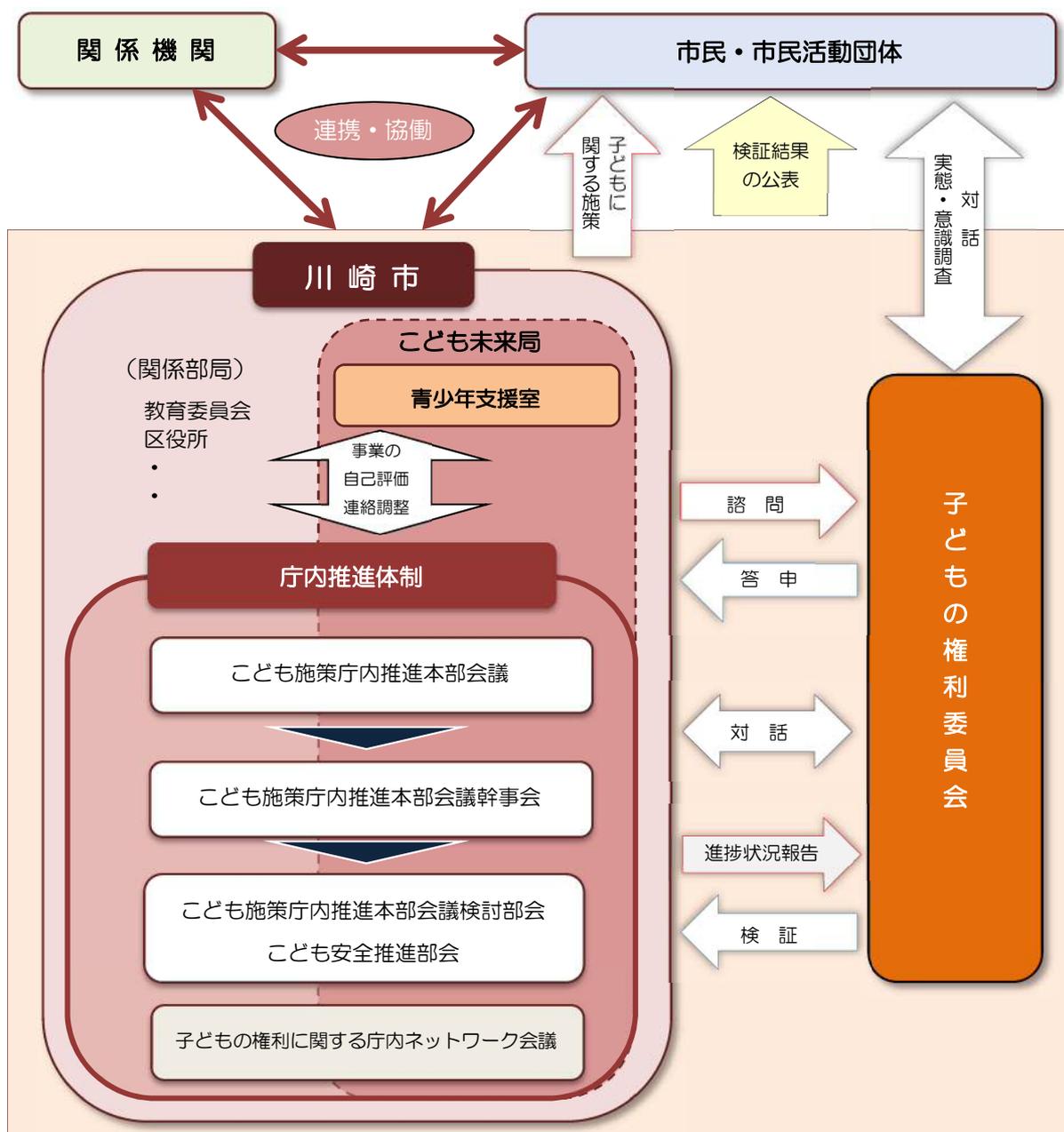
(1) 進行管理と自己評価の実施

行動計画に基づく各事業の取組について、進捗状況を把握し、毎年度所管課において自己評価を実施します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

子どもの権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】



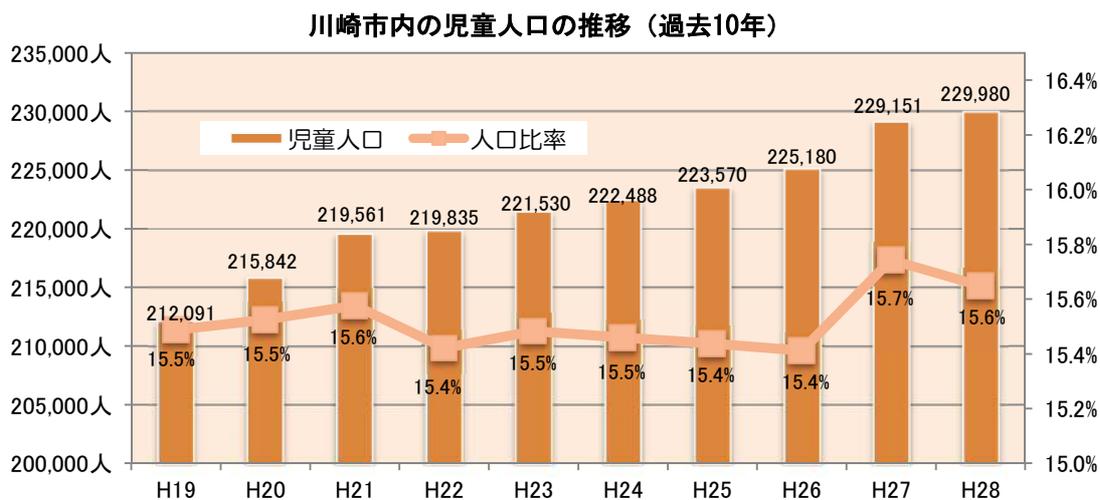
資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状

I 子どもの人口の推移

(1) 市内の児童人口

図 15



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

（注）平成27～28年は各年6月末日の住民基本台帳の人口の集計による。

(2) 市内の外国人児童人口

図 16



出典：川崎市管区別年齢別外国人登録人口（各年6月末現在の数値。児童人口は18歳未満）

II 子どもの権利に関する実態・意識調査（平成26(2014)年3月実施）から

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもの権利施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査です。平成26(2014)年に5回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）について実施しました。

【調査概要】（アンケート調査）

○調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・おとな（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設等） 500人

○調査期間 平成26(2014)年3月（郵送により実施）

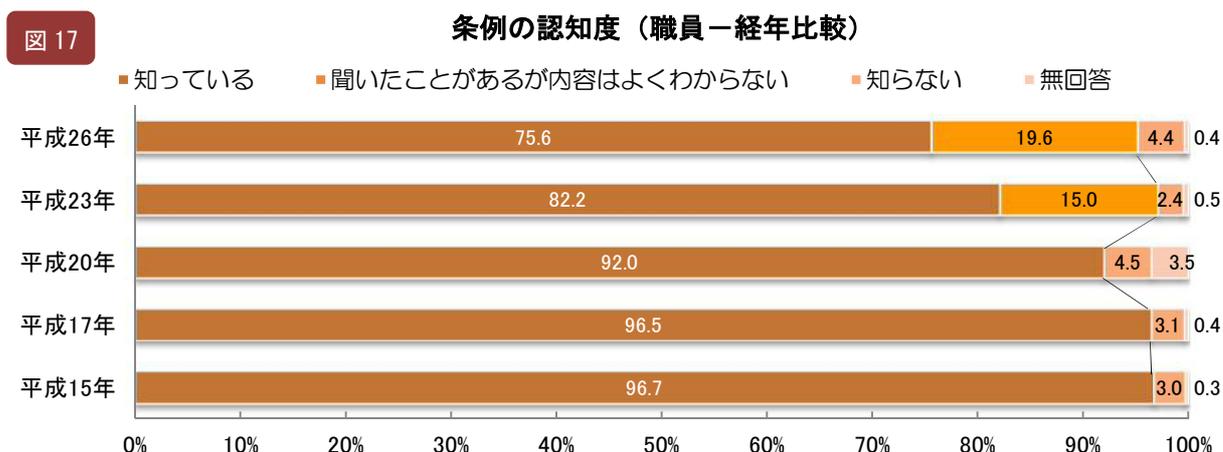
○回収結果 1,296票（回収率37.0%）

- ・子ども 714票（34.0%）
- ・おとな 307票（34.1%）
- ・職員 275票（55.0%）

（1）子どもの権利条例の職員の認知度

条例を「知っている」と答える職員（認可保育園、こども文化センター、学校等）の割合は低下傾向にあります（図17）。

（子どもとおとなの認知度は、P.6参照）



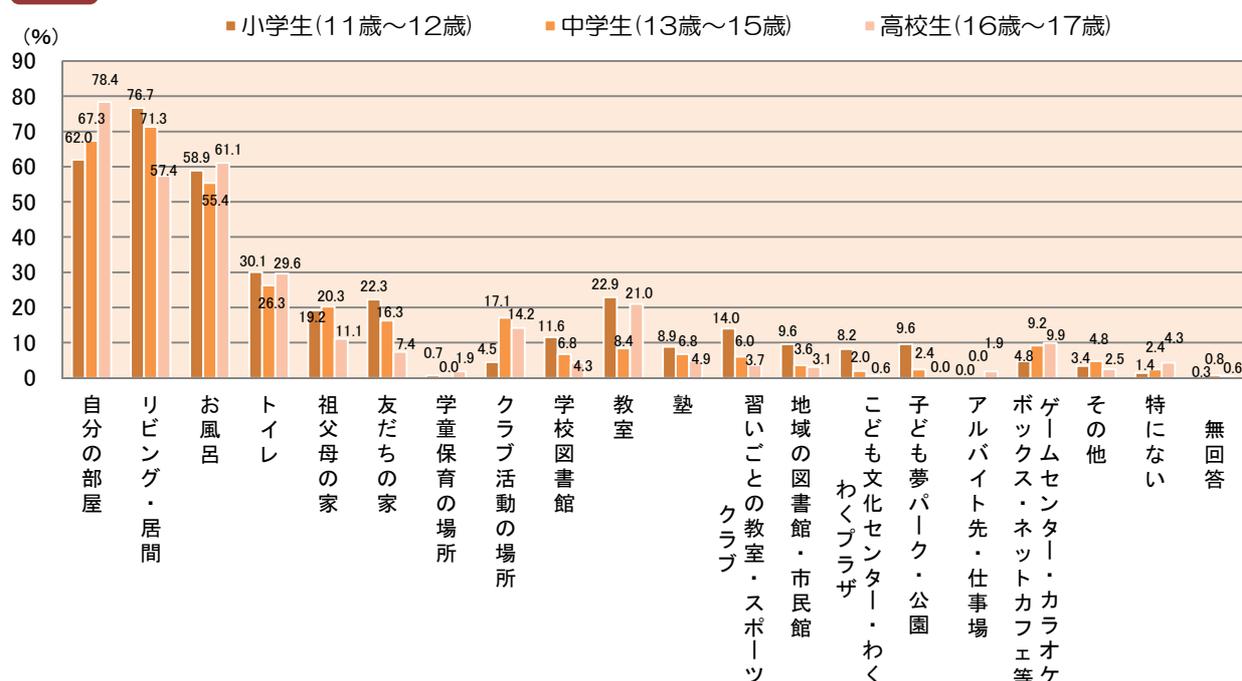
（注）平成15～20年の調査では、「知っている」「知らない」の2択

(2) 居場所について

子どもがホッとできる場所として、小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の76.7%で、次いで「自分の部屋」62.0%、「お風呂」58.9%でした。中学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の71.3%で、次いで「自分の部屋」67.3%、「お風呂」で55.4%でした。高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「自分の部屋」の78.4%で、次いで「お風呂」61.1%、「リビング・居間」で57.4%でした(図18)。

図18

ホッとできる場所はどこか(複数回答)



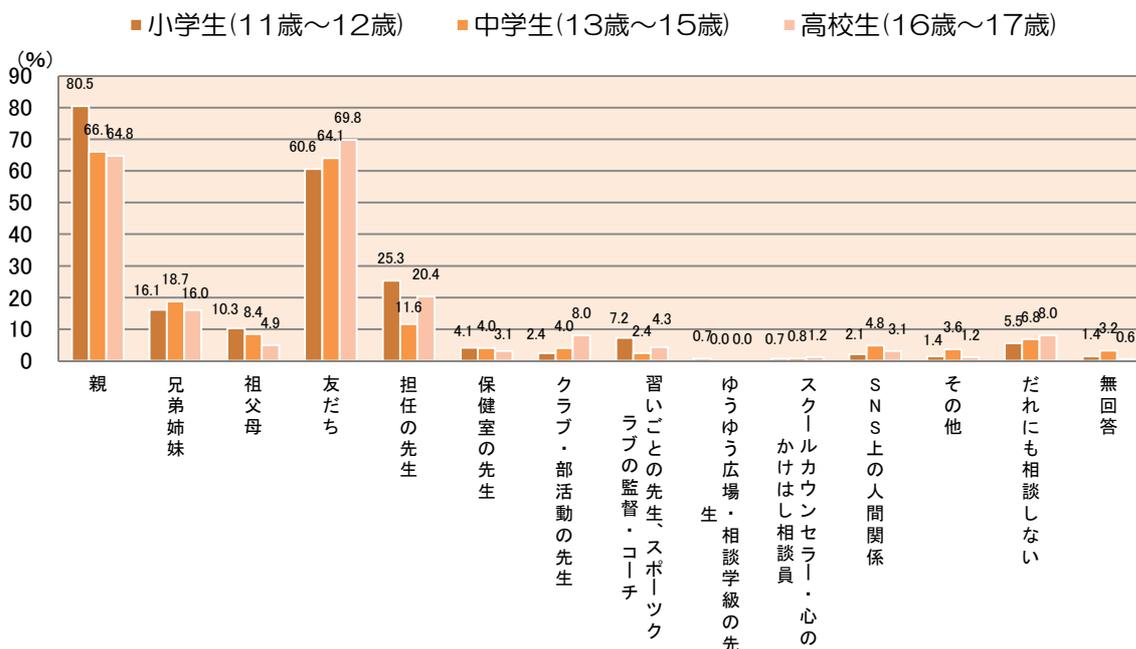
(3) 相談相手について

困ったり悩んだりしたときの相談相手として、年齢別に見ると、小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で80.5%、次いで、「友だち」で60.6%、「担任の先生」で25.3%でした。中学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で66.1%、次いで「友だち」60.6%、「兄弟姉妹」18.7%でした。高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「友だち」で69.8%、次いで「親」64.8%、「担任の先生」20.4%でした。

「だれにも相談しない」という回答は、小学生世代で5.5%、中学生世代で6.8%、高校生世代で8.0%と年齢が上がるにしたがってわずかながら増加しました(図19)。

図 19

困ったり悩んだりしたとき、だれに相談するか(複数回答)



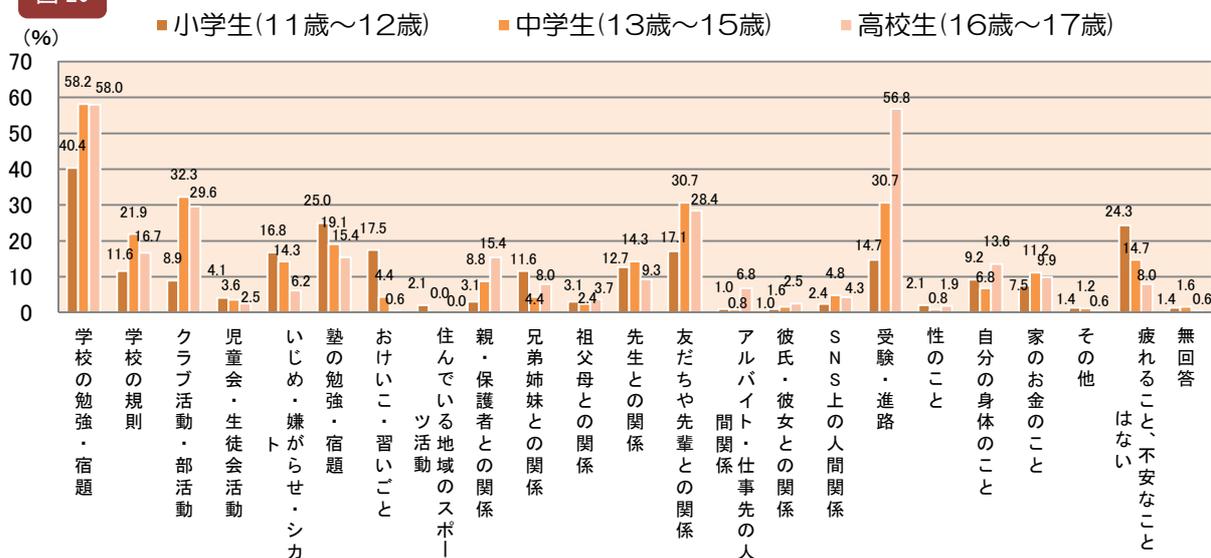
(4) 疲れること、不安に思うことについて

子どもに対し、疲れること、不安に思うことはあるかとたずねたところ、小学生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」の40.4%で、次いで「塾の勉強・宿題」25.0%でした。中学生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」が58.2%で、次いで「クラブ活動・部活動」32.3%でした。高校生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」58.0%で、次いで「受験・進路」56.8%でした。

「疲れること、不安なことはない」という回答は小学生世代が24.3%で、疲れや不安を感じる子どもは、中学生・高校生に比べて少ないという結果でした(図20)。

図 20

疲れること、不安に思うことは何か(複数回答)

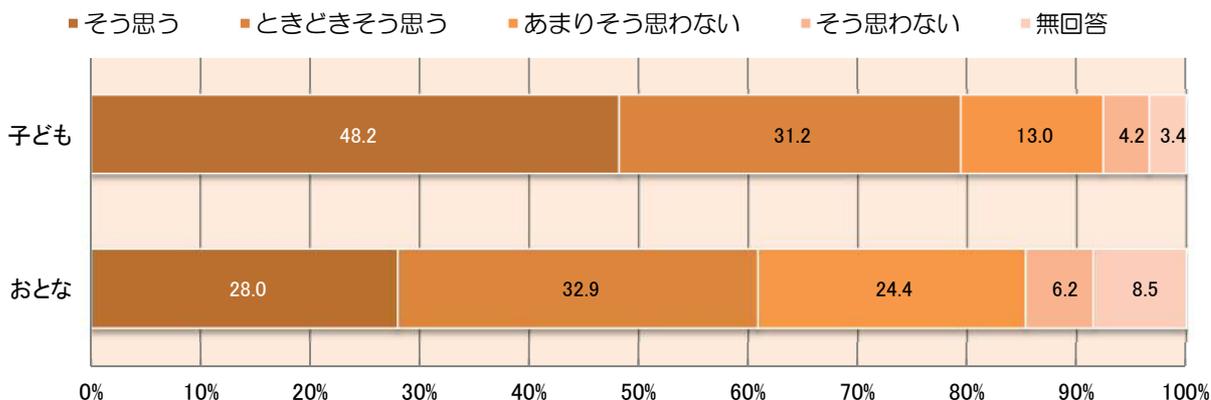


(5) 文化・国籍等の違いについて

子どもへの個別の支援について、生活のなかで文化・国籍等のちがひ、障害のあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思うか、という質問に対し、子どもが「そう思う」「ときどきそう思う」と回答した割合は79.4%でした。一方で「そう思わない」という回答は4.2%でした。おとなが「そう思う」「ときどきそう思う」と回答した割合は60.9%でした。一方で「そう思わない」という回答は6.2%でした（図21）。

図 21

生活のなかで文化国籍等のちがひ、障害のあるなしにかかわらず、大切にされていると思うか

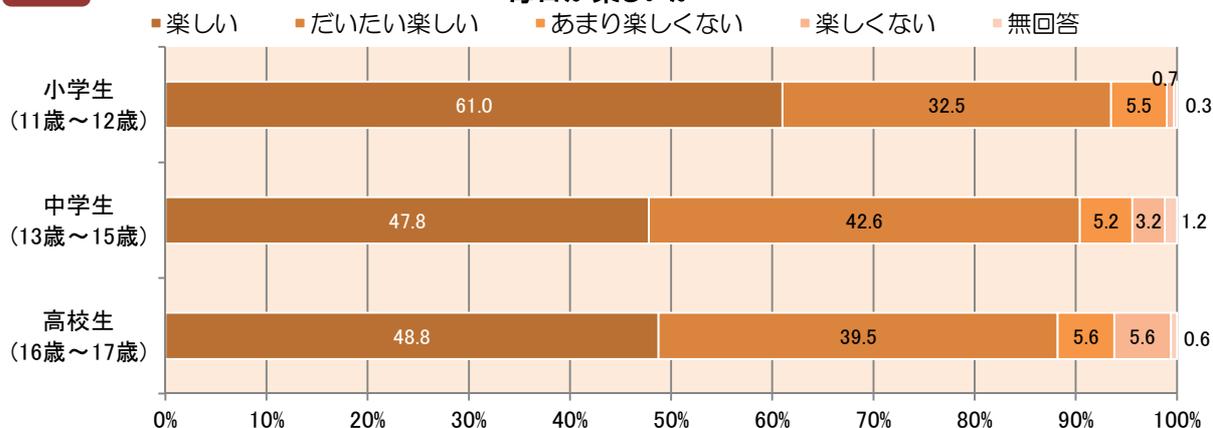


(6) 毎日が楽しいか

毎日が楽しいかという質問に対し、「楽しい」と「だいたい楽しい」を合わせた回答は、小学生世代が93.5%、中学生世代が90.4%、高校生世代が88.3%で、年齢が上がるにしたがって減少しています（図22）。

図 22

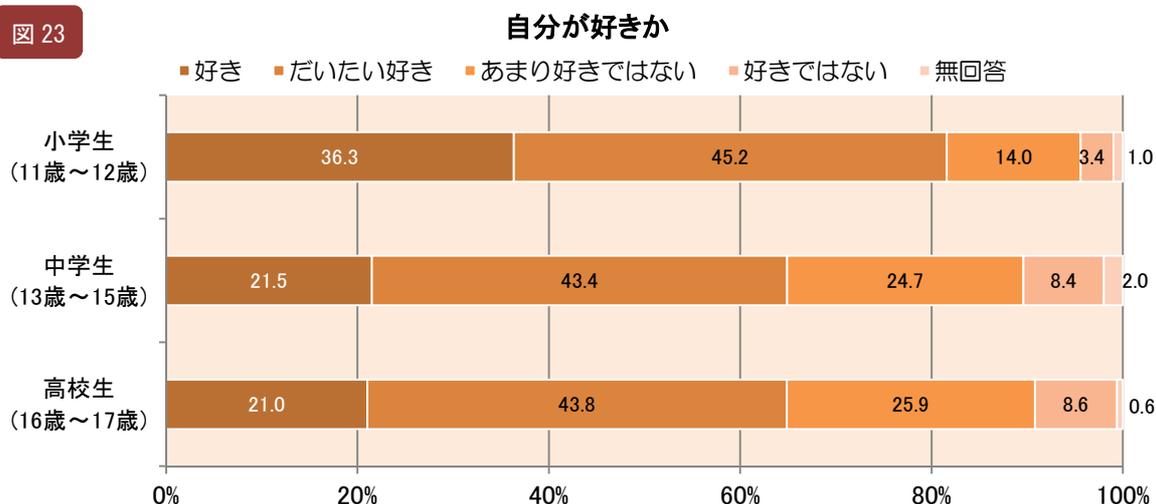
毎日が楽しいか



(7) 自分が好きか

自分が好きかという質問に対し、「好き」と「大好き」を合わせた回答は、小学生世代が81.5%、中学生世代が64.9%、高校生世代が64.8%で、年齢が上がるにしたがって減少しています（図23）。

図 23



(8) 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切か **自由記述** ※表記は原文のままです。

- ・大人が子どもの意思や性格を尊重し、認めてあげることで子どもには自信がついて、自分らしさを大切にできるようになると思う。(11歳)
- ・だれかにそうんだり、いやなことは、いやと言ったりしてはっきり、自分でも自分を守るということが大切だと思います。(11歳)
- ・やりたい事があっても、親の収入などで、習い事や行きたい学校にチャレンジする事ができず、あきらめなければならない現実!! いろんな経験を出来る環境作りをお願いします。(12歳)
- ・「子供だから」と無視されるのではなくちゃんと話を聞いてくれる人も必要だと思います。子供ならではの視点で気付く事、思う事を大切にするのは子供が社会に参加する第一歩だと思います。(11歳)
- ・大人にも「子どもの権利」についてもっと興味を持ってもらい、知ってもらうことが大切だと思う。「子どもの権利」を大人や親が知らなければ権利は守られず、子どもは安心して自分らしく生きられないと思う。(12歳)
- ・いじめにあったり、だれかにひどい事を言われても、勇気をふりしぼって、おやに「こういうことがあった」という事を、ちゃんとやった方がいいと思いました。学校の先生に相談したり、おなやみ相談という、しせつみたいな所もあるので、そこに電話をしたら、いいと思います。私は、自分らしく生きているので成長したと思いました。(11歳)

- 楽しいとか思える場所がたくさんあること。一人になれて一人のじかんが満足できる場所があること。(11歳)
- 小学校では子供が「つくる」授業時間をつくったら良いと思う。なぜなら1人1人が自分の考える、つまり個性の表れでる行事になると思うし、また、思考力を豊かにするだけでなく、「いつも先生の授業をよく見て受けよう」(授業をつくるにあたって)と意識を高めることもつながりそうだからだ。(12歳)
- 人とくらべないで、のびのび育つことのできる環境を作ることが大切だと思いました。私も、勉強のこととかを親に他の人とくらべられるととてもいやだし、自分なんて…という気持ちになります。1人1人とくちょうがあって当たり前なのだから、人目を気にせずみんなが生きられるようになれば、すごく成長していけると思います。(13歳)
- 学校や家で自分をおさえることなく、自由にすごせる環境や雰囲気が必要だと思う。また、いじめやからかいのない、心がやすらぐような空間で日々を過ごすべきだと思う。(15歳)
- 選択の幅、将来への道を広げられるような教育をするべきだと思います。一人一人の幸せを考えて、一人一人が人生を選べるようにすることが大切だと思います。(14歳)
- 条約とか決まりがあっても知らなければ何の意味もないので、もっと知ることが大切だと思います。(16歳)
- 大人からではなく、子どもから少しずつ社会に参加していけば自分の未来がしっかりと見えて成長したことが社会に出た時に繋げられる。そんな事が大切なのではないのでしょうか？(17歳)
- 1番大切なのは周りから大切にされている事を自覚して自分に自信を持つ事。自分が大切にされていないと思って私は母や先生・友にどこかしらで絶対に大切にされていると思います。(14歳)
- 悩み事を真剣にきいてくれる人が必要で、学校でも「こうすべきだ」と思わないで、個人を大切に、必ず理由をきいてくれる先生がいると安心できると思う。(14歳)
- 子供が心配になるようなことを大人が言わないこと。大人自身も楽しくすごしていると、子供も安心して過ごせると思います。(15歳)

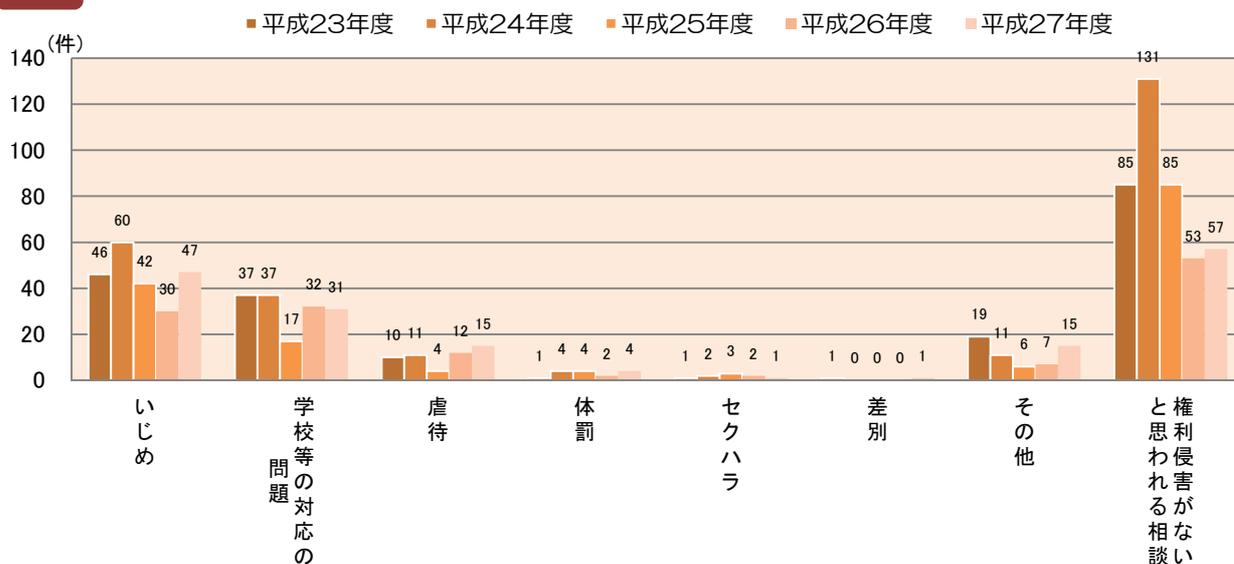
Ⅲ 人権オンブズパーソン報告書から

(1) 相談内容の推移

過去5年間における人権オンブズパーソンにおける相談では、権利侵害がないと思われる相談を除くと、平成26年度以外はいじめに関する相談が最も多く、次に学校や施設等の対応の問題に関する相談が続いています（図25）。

図 25

人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容の推移



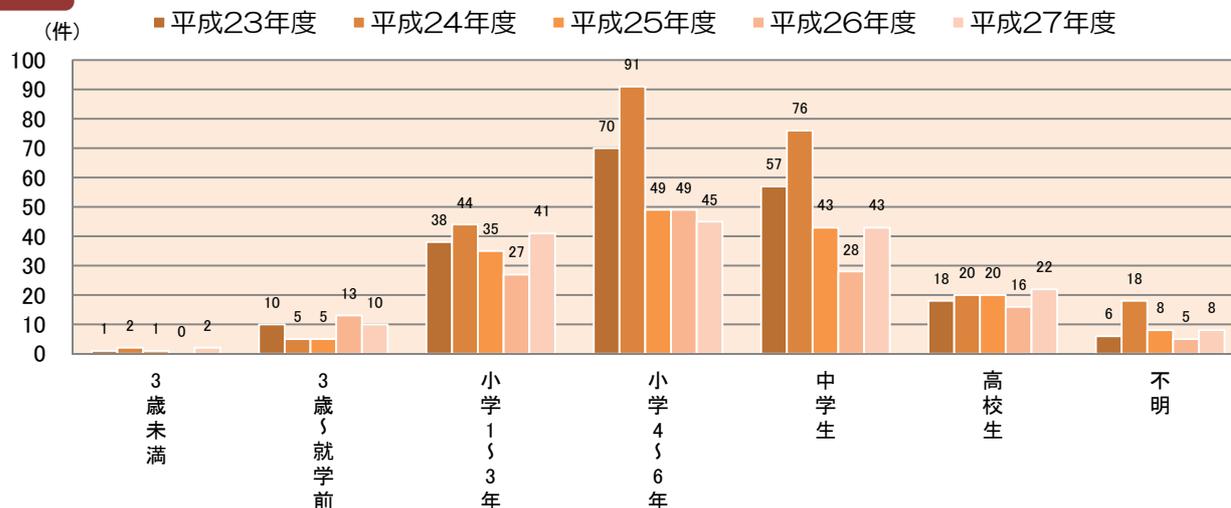
※相談の内容は、相談受付時の訴えに基づいて分類しています。

(2) 相談の年代別推移

相談の対象となった子どもを年代別で見ると、小学生から中学生の相談が多くありました（図26）。

図 26

人権オンブズパーソンにおいて相談の対象となった子どもの年代別推移



(3) 救済の申立て受付状況

人権オンブズパーソンでは、権利を侵害されたと思われる者はもとより権利を侵害したと思われる者や、関係機関等に調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。平成27(2015)年度の子どもの救済申立て件数は3件で、全て学校等の対応に関するものでした。

平成 27(2015)年度 人権オンブズパーソンにおける救済の申立て受付状況

	種別	申立ての内容※	申立・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	学校等の対応の問題	27年4月	27年6月	22回
2	子ども	学校等の対応の問題	27年6月	27年10月	46回
3	子ども	学校等の対応の問題	27年6月	27年10月	23回

※「申立ての内容」は申立て時の申立て内容に基づき分類しています。

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成 27 年度報告書

2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

I 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）〈抜粋〉（平成28年3月）

【答申における視点】

◎ 子どもの各成長段階における課題に着目

子どもの成長段階に応じて、妊娠・周産期、就学期、思春期、青年期の4つに分け、それぞれの時期における子どもに固有の課題に着目した。そのなかで、生まれる子どもと親に対する支援、青年期の子どもに対する支援について、子どもの権利保障の観点から重点的に検証を行った。

◎ 子どもの成長段階の「移行期」における切れ目のない支援に着目

乳幼児期から就学期、思春期、青年期、それぞれへの移行期に着目し、子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援が行われることを重視した。

【子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言】

1 生まれる子どもと親支援

- (1) 妊娠・出産の相談の充実と母子保健・学校の連携による性と命の教育機会の創出
- (2) 育児に関する情報発信と支援の充実
- (3) 川崎市版「ネウボラ¹⁶」の実現と妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援の実施
- (4) 要保護児童対策地域協議会の仕組みの検証と整備

2 就学期の子どもの支援

- (1) いじめ防止に関する実践的な教職員研修の継続的な実施
- (2) 不登校対策におけるフリースクール等との連携
- (3) 児童支援コーディネーターの配置の拡充
- (4) 幼保小連携による切れ目のない支援の実施

3 思春期の子どもの支援

- (1) 思春期相談の窓口の利便向上と養護教諭・スクールカウンセラーの活用
- (2) 思春期の課題についての教職員研修の実施
- (3) 自己の心身への知識や他者尊重の視点での性教育の実施
- (4) 性的マイノリティに対する理解を促進する取組の実施

4 青年期の子どもの支援

- (1) 青少年の多様な意見を生かすための社会参加活動の支援
- (2) 自立及び居場所支援としての学習支援事業、就労支援事業の拡充
- (3) 選挙権年齢引き下げを踏まえた主権者教育の実施

¹⁶ ネウボラ：フィンランド語で「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

II 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見〈抜粋〉

(平成28年7月)

(1) 計画策定にあたって

子どもの権利条例は、川崎の子どもたちがよりいっそういきいきとすごせるよう、子どもに関わる具体的な施策等の総合的な指針・理念となるべきものである。子ども・若者施策に関わる他の条例・施策に対しても、規範的な意義を強く持つといってもいい。近年、「子どもの貧困」「虐待・いじめ防止」に対する社会的関心は高く、関連施策にも大きな影響を与えている。そうしたなかであって、子どもに関わる諸施策、検証の役割はいっそう重要さを増している。

(2) 子どもの権利をめぐる課題

① 条例および子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

条例への関心を高めるために、あらゆる機会をつかって広報に努めるとともに、併せて施策の展開・推進時には条例の内容に即して、それらが子どもの環境や成長と密接なことをあらためて確認できる工夫が求められる。

② 子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

「子どもの貧困」問題は、子育て中の親支援の必要性とともに、子どもの成長・発達と密接に関わる問題であることを広く社会的に共有する必要がある。この問題は「子どもの権利を守る取り組み」にも関わっており、実情を踏まえた検討が求められる。

③ 児童虐待について（条例第19条関連）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の取り組みとあわせ、児童相談所（こども家庭センター）等の人材育成や十分な態勢がとれているか検証しつつ、その計画の策定が求められている。

④ いじめについて（条例第24条関連）

いじめが人間の尊厳を深く傷つける問題であることを子ども自身が知る機会を設けるとともに、大人の対応のあり方とも深く関わっており、未然防止と早期発見・早期対応への取組を一層すすめるべきである。

⑤ 子どもの居場所について（条例第27条関連）

子どもにとって安心して過ごせる居場所（時間、空間）は、自分をとりもどし、育む空間である。子どもの居場所の大切さを子どもの権利との関わりから再確認するとともに、子どもの生活のさまざまな場面での居場所を考えることが求められる。

⑥ 子どもの参加・意見表明について（条例第29条関連）

子どもに関わる政策・施策、手続に、子どもが関わることの大切さを子どもや大人が自覚できる機会をつくることが求められる。そのためにも、子どもの参加・意見表明を促進する具体的な取組について、様々な機会に意見聴取することも検討すべきである。

⑦ 相談・救済について（条例第35条関連）

子どもが相談しやすい環境を創るために、定期的の実情を検証することが求められる。また、子どもの居場所に関わって、子どもとふれあう機会のなかで子どもの相談や悩みを受け

止めることも考えられる。子ども施策の全体的な検討のなかで再確認してもいいのではないか。

(3) 施策体系について

現行の第4次行動計画において体系を大きく変更したばかりでもあり、第5次計画もその枠組みで進めるとともに、基本理念、基本目標も踏襲するべきである。

(4) 重点施策について

①子どもへの切れ目のない支援の取組

権利委員会では、答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」において、子どもの各成長段階での切れ目のない支援を行うことを提言した。生まれる前を含めて、乳幼児期、就学期、思春期、青年期などの子どもの各成長段階において、それぞれに子どもが抱える課題を見据えながら、切れ目ない支援を行うための取組を進める必要がある。

②困難を抱える子どもを支援する取組（条例第18・19・20・23・24条関連）

「川崎市子ども・若者ビジョン」の基本的な方向性の1つに「困難を抱える子ども・若者の支援」とある通り、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見・早期対応、不登校の子どもへの支援、子どもの貧困への対応など、自分自身では解決できないような困難な状況に陥った子どもに対する適切な支援を行うことが求められる。

③子どもの居場所を支援する取組（条例第27条関連）

「子どもの居場所」は、子どもが安心できる場（自分でいられる）であるとともに、地域の中で大人や他の子どもたちとの「関係を安心してあらたに生み出す場」ともいえる。

2015（平成27）年2月に発生した中学生死亡事件において、その再発防止策として子どもの居場所の支援の必要性が指摘されており、第4次行動計画において「居場所を失った子どもへの支援」を重点施策にした点は核心をつくものだった。しかし、主に不登校を念頭においた従前の取組から、一歩進める必要がある。

(5) 推進体制について

こども未来局の新たな設置は、子どもの権利に関する行動計画を推進する体制として、きわめて大きな意義を持つと思われる。政策立案・推進の理念、根拠規範として、子どもの権利条例がもつ意義を市全体で再確認する機会を定期的に持つことが、子どもの権利保障の総合性およびその推進体制を確認する機会ともなるのではないだろうか。

また、子どもの権利保障の促進は、地域の多様な人々との関係作り（連携）とも密接であることから、PTA、地域教育会議等、子どもを守り育てていく役割を持った既存の組織・団体等との協働の活性化を図ることも不可欠である。

3 関係条例・規則等

(1) 川崎市子どもの権利に関する条例

2000（平成12）年12月21日川崎市条例第72号
最近改正 2005（平成17）年3月24日

目次

前文
第1章 総則（第1条～第8条）
第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）
第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）
第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）
第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）
第4章 子どもの参加（第29条～第34条）
第5章 相談及び救済（第35条）
第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）
第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）
第8章 雑則（第41条）

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実的に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があると同時に、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

- 第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。
- 2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

- 第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。
- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
- 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等に於いて少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようにその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

■資料編

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生防止に努めるとともに、災害が発生した場合であっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものについては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。

4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を定める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活

動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に依りて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則（平成13年6月29日条例第15号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則（平成14年3月28日条例第7号）抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第7号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 川崎市子どもの権利委員会規則

平成 13 年 4 月 1 日規則第 55 号

最近改正

平成 28 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 72 号）第 38 条第 9 項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 権利委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 権利委員会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 34 号）

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 26 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号抄）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 川崎市子どもの権利委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 72 号、以下「条例」という。）第 38 条に規定する川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の運営に関し、条例及び川崎市子どもの権利委員会規則（平成 13 年川崎市規則第 55 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利状況に関する調査)

第 2 条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項を調査審議するにあたり、必要に応じて川崎市における子どもの権利状況に関する調査を行う。

(子どもに関する施策の評価の事前手続)

第 3 条 条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項に応じて子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の評価等を行うにあたり、施策の評価の視点や考え方を検討し、その内容をまとめ、市に提示する。

2 子どもに関する施策の評価にあたっては、権利委員会の事務局が施策の内容に応じて各担当部署に自己評価の実施を求める。

(子どもに関する施策の評価及び報告)

第 4 条 条例第 39 条第 2 項の規定に基づき、権利委員会は、前条第 1 項で提示した内容に基づいて市が行った子どもに関する施策の自己評価の結果について文書により報告を受ける。

(子どもに関する施策の評価内容等の説明)

第 5 条 権利委員会は、市から報告を受けた自己評価の結果の確認及び子どもに関する施策の充実に向けた方向性の検討等を目的として、子どもに関する施策その他関係機関の担当者から必要に応じて内容の説明を聴くことができる。

(市民及び市民団体からの意見聴取)

第 6 条 条例第 39 条第 3 項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容の検討等を目的として、市民及び市民団体からの意見を求めるものとする。

2 意見を求めるにあたっては、その趣旨を明らかにするとともに、施策の評価の内容等を公表する。

3 権利委員会は、必要に応じて意見を表明した市民若しくは市民団体と直接意見交換を行うことができる。

(子どもからの意見聴取)

第 7 条 条例第 39 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容等について子どもから意見を求めるものとする。

2 前項の子どもからの意見を求めるにあたっては、意見を出しやすい場の設定及び子どもにわかりやすい表現に努める。

(答申書の作成)

第 8 条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項について調査審議した結果を 答申書にまとめ答申する。

(子どもの権利に関する行動計画に対する意見)

第 9 条 条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、権利委員会は、市が子どもの権利に関する行動計画を策定する際に、策定の各段階で必要に応じて意見を述べることができる。

(部会)

第 10 条 規則第 6 条の規定に基づき、権利委員会は、その円滑な運営を図るため、幹事会及びその他部会を置くことができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

(4) 川崎市人権オンブズパーソン条例

2001（平成13）年6月29日条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 責務（第4条～第7条）
- 第3章 人権オンブズパーソンの組織等（第8条～第11条）
- 第4章 相談及び救済
 - 第1節 相談（第12条）
 - 第2節 救済の申立て（第13条・第14条）
 - 第3節 調査の実施等（第15条～第17条）
 - 第4節 市の機関に対する調査等（第18条～第20条）
 - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等（第21条・第22条）
 - 第6節 個人情報等の保護（第23条）
 - 第7節 人権に関する課題についての意見公表（第24条）
- 第5章 補則（第25条～第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」という。）を置く。

（管轄）

第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害（以下「人権侵害」という。）に関する事項とする。

- (1) 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいう。）の権利の侵害
- (2) 男女平等にかかわる人権の侵害（男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項

（人権オンブズパーソンの職務）

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

（人権オンブズパーソンの責務）

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立

てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関の責務）

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

（人権オンブズパーソンの組織等）

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

（秘密を守る義務）

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（解嘱）

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

（兼職等の禁止）

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

（相談）

第12条 何人も、市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に關係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

（救済の申立て）

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

■資料編

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (3) その他規則で定める事項
(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
- (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

- (1) 第2条第2項の規定に該当するとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。（発意の調査）

第16条 人権オンズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンズパーソンは、調査の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告することができる。

2 人権オンズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めものとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めものについて同様とする。

(市民オンズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者（市の機関以外のものに限る。以下同じ。）に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあせせんその他の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 人権オンズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

第22条 人権オンズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずよう要請することができる。

2 人権オンズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者意見に述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。
(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附則(抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)
(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。
(検討)

3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を動案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成27年3月31日
26川市こ企第514号

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じ、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

■資料編

別表第1（第3条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	子ども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

	局名	部課名	職名
◎	子ども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	子ども未来局	総務部	部長
	子ども未来局	子育て推進部	部長
	子ども未来局	こども支援部	部長
	子ども未来局	青少年支援室	室長
	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	中原区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	高津区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	宮前区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	多摩区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	麻生区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	幸区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	中原区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	高津区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

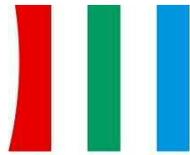
◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関する事 保育施策に関する事 幼児教育施策に関する事
こども支援部会	児童養護施策に関する事 母子保健施策に関する事 母子父子寡婦福祉施策に関する事
こども安全推進部会	青少年施策に関する事 子どもの権利施策に関する事 こどもの安全に関する総合的施策に関する事

事務局：企画課



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

子どもの権利を守るための

行動計画が新しくなるよ！

川崎市子ども未来局青少年支援室

「子どもの権利に関する行動計画」ってなに？

川崎市には、子どもを一人ひとりの人間として大切に、子どもが自分らしく生きることを支えることを目的とした「子どもの権利に関する条例（市と市民の約束）」があります。

この条例をもとにして、子どもの権利を守るために立てる計画が、「子どもの権利に関する行動計画」です。

第5次計画の期間は平成29(2017)年度から31(2019)年度までの3年間です。



子どもの権利を守るために川崎市がしてきたこと

「子どもの権利」をみんなに広めました！

学校の授業で考えたり、パンフレットやアニメを作ったりして、子どもの権利をたくさんの人に知ってもらうための取組をおこなってきました。



みんなが意見をいえる場をつきました！

「子ども会議」や、こども文化センターでの「子ども運営会議」など、子どもの意見を聞く場をつくって、みんなの意見をとりいれてきました。



みんなの活動拠点をつきました！

子どもが自由に集まって活動できる拠点として、高津区に「子ども夢パーク」をつきました。



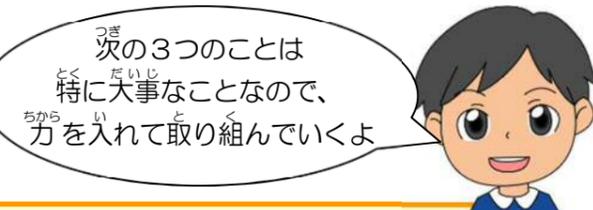
相談できる窓口をつきました！

困ったり、悩んだりしたときに相談にのって、いっしょに解決に向けて考える専用の窓口として、「人権オンブズパーソン」をつきました。



子どもの権利を守るためにいろいろなことをしてきただね

特に重点的に取り組むこと



次の3つのことは特に大事なことで、力を入れて取り組んでいくよ

重点1 子どもへの切れ目のない支援の取組

子どもが成長していくなかで、一人ひとりの子どもの課題（困りごと）が引き継がれて、変わらず手助けを受けられるようにします。



たとえば・・・幼稚園・保育園・小学校の先生たちがつながります。子どものまわりのおとながつながって、成長していく子どもを変わらず見守って助けます。

重点2 困難を抱える子どもを支援する取組

児童虐待、いじめ、不登校、家庭でお金に困っているなど、悩みや困りごとのある子どもを手助けします。



たとえば・・・子育てにひどく悩んでいる親を手助けします。児童虐待やいじめがおこらないようにします。

重点3 子どもの居場所を支援する取組

子どもの居場所をすこしでも増やすために、子どもが安心して過ごせるよう、地域全体で見守る居場所づくりをします。



たとえば・・・こども文化センターをもっと子どもが居やすい場所にします。「地域の寺子屋」など、地域でさまざまな居場所をつくりま

計画を実行するために

- 子どもに関係するところがつながって、市で一体となって子どもの権利を守る取組をすすめます。
- 子どもにかかわる職員研修をおこなって、子どもの権利についての意識を高めます。
- 子どもの権利を広めるために、市民や市民グループなどと協力します。
- それぞれの取組について、担当するところがふりかえってチェックします。
- 「川崎市子どもの権利委員会」が第三者の立場から市の取組状況をチェックします。

◆子どもの権利を守るために解決しなければいけないこと◆

★「子どもの権利」をもっと多くの人に知ってもらいたい！

子どもの権利条例を知らない人がまだたくさんいます。

★子育てで困ったり悩んだりしている人を助けたい！

子育てにひどく悩んだり、お金が足りなくて困っている家庭があります。

★子どもへの虐待やいじめがおこらないようにしたい！

虐待もいじめもなかなか減りません。

★子どもがホッとできる「居場所」をもっと作りたい！

居場所がないと感じている子どもがいます。

★子どもの意見をもっと聴いて活かしたい！

地域の話し合いなどに参加しない子どもが多いです。

★子どもがもっと気軽に悩みごとなどを相談できるようにしたい！

困ったり悩んだりしても、どこにも相談しない子どもがたくさんいます。

いろいろな問題が
残っているんだなあ



◆川崎市がめざすこと◆

子どもの安心と自己肯定感の向上

みんなが差別を受けずに安心して生活し、自分に自信が持てることをめざします。



自己肯定感って？

どんな自分でも、ありのままにいていいんだ、だいじょうぶなんだと思える気持ちです。

子どもの意見表明・参加の推進

いろいろなところでみんなの意見を聴く場をつくり、その意見をとりいれることをめざします。



子どもにやさしいまちづくりの実現

みんなの居場所があって、いつでも相談できて、いきいきと暮らすことができるまちをめざします。



◆川崎市が取り組むこと◆

子どもの権利を守るために川崎市が取り組むことは、大きく分けて次の5つだよ



◆施策の方向1 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

子どもの権利を多くの人に知らせたり、権利について学習できるようにします。

たとえば・・・パンフレットなどを使った広報、「子どもの権利の日のつどい」などのイベントの開催、学校での子どもの権利の学習 など

目標 条例のことを知っている、または聞いたことがある人が、子どもは48%以上、おとなは34%以上になることをめざします。

◆施策の方向2 個別の支援

それぞれの子どもに合った方法で、自分らしく生きられるように手助けします。

たとえば・・・おしらせなどをやさしい日本語にすること、障害のある子どもへの手助け、学校で「かわさき共生*共育プログラム」を行う授業 など

目標 文化や国などの違い、障害のあるなしにかかわらず「大切にされている」と思う人が、子どもは83%以上、おとなは65%以上になることをめざします。

◆施策の方向3 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

家庭、保育園・幼稚園・学校や、地域で子どもの権利を守られるようにします。

たとえば・・・親への子育てについての相談や手助け、子どもにかかわる先生や職員研修、子どもの居場所づくり など

目標 子どもにかかわる仕事をしている人で、条例の内容をよく知らない人が15%以下になることをめざします。

◆施策の方向4 子どもの参加

いろいろな機会に子どもが参加して、意見を出し、その意見をとりいれるようにします。

たとえば・・・子ども会議や学校の生徒会、こども文化センターの子ども運営会議、市のイベントの企画の参加 など

目標 地域の行事や話し合いに参加したことがない子どもが、60%以下になることをめざします。

◆施策の方向5 相談及び救済

子どもが相談しやすい雰囲気をつくり、困りごとや悩みの内容にそって話をきき、解決をめざします。

たとえば・・・子どもあんしんダイヤル(人権オンブズパーソン)などによる相談と救済、相談しやすい環境づくり、相談カードやホームページなどでの相談窓口の広報 など

目標 困ったり悩んだりしたときに、どの相談窓口にも相談しない子どもが、60%以下になることをめざします。

目標が数字になっていてわかりやすいね



第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） に対する意見募集（パブリックコメント）

川崎市では、川崎市子どもの権利条例に基づき子どもの権利を総合的・計画的に推進するための、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」をとりまとめました。これについて、市民の皆様からの御意見を広く募集します。皆様から寄せられた御意見等を踏まえ、平成29（2017）年3月に行動計画を決定し、公表する予定です。ぜひ、皆様の御意見をお寄せください。

1 募集期間

平成28（2016）年12月12日（月）～ 平成29（2017）年1月12日（木）

*郵送の場合、募集期間終了日必着

2 意見提出方法

意見書（もしくはその他のA4サイズの書式）を用いて、郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールにより、川崎市こども未来局青少年支援室あてにご意見をお寄せください。

3 冊子の閲覧方法

「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」は、市役所こども未来局青少年支援室、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各こども文化センター、各わくわくプラザ、子ども夢パーク、市ホームページでご覧になれます。

4 問合せ先・連絡先

川崎市こども未来局青少年支援室

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

【電話】044（200）2344

【FAX】044（200）3931

【市ホームページ】「パブリックコメント 意見を募集している政策等」

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>

*お寄せいただいた御意見に対しては個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理し、市のホームページで公表します。

*記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

～ 子どもの権利を守るため行動計画が新しくなるよ～ いけん ほしゅう みんなの意見を募集します！

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）について、みんなの意見を募集します。
もらった意見を参考に、計画を平成29(2017)年3月に完成させます。

「子どもの権利に関する行動計画」ってなに？

川崎市には、子どもを一人ひとりの人間として大切にし、子どもが自分らしく生きること
を支えることを目的とした「子どもの権利に関する条例（市と市民の約束）」が
あります。

この条例をもとにして、子どもの権利を守るために、立てる計画が「子どもの権利に
関する行動計画」です。

1 募集期間

平成28(2016)年12月12日(月)～平成29(2017)年1月12日(木)

*郵送の場合、募集期間終了日必着

2 計画（案）をみる方法

青少年支援室（市役所第3庁舎13階）、各区役所（市政資料
コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各こども
文化センター、各わくわくプラザ、子ども夢パークのほか、市
ホームページでみることができます。



3 意見の出し方（次のどちらかの方法）

- (1) 意見用紙またはA4の紙（書き方は自由）に書いて、
青少年支援室に郵送するか、直接持って行くか、ファックスで送る。
- (2) 市ホームページからメール（フォームメール）で送る。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/O-Curr-10-20.html>

川崎市 意見を募集している政策等

検索



4 提出先・問い合わせ先

川崎市 こども未来局 青少年支援室

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（郵便番号だけで届きます）

【電話】044-200-2344 【FAX】044-200-3931

ケータイ、スマホはこちらから！



11月20日はかわさき子どもの権利の日

*みなさんの意見に対して直接お返事をしませんが、市の考え方を内容
ごとに整理し、市のホームページで発表します。

*記載された個人情報（川崎市個人情報保護条例）にもとづき、厳重に
保護・管理します。